

平成28年第3回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成28年9月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	2番	古 田 聖 人
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	那波 哲也
教育文化部長	田中 幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野 薫夫
総務課長	足立 篤隆
企画課長	堀 仁志
環境経済課長	平岩 敬康
住民課長	加藤 順子
福祉子ども課長	森 宏子
建設課長	佐々木 正道
教育文化課長	天野 富三
郡教委学校教育課長	森 透
企画課主幹	山内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島 直樹
書記	朝日 純子
主任	亀井 昭宏
技師	高橋 英将

1. 議事日程（第2号）

平成28年9月13日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第45号議案 専決処分の承認について
- 日程第3 第47号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第49号議案 町道の路線認定について
- 日程第5 第50号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 第51号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 第52号議案 平成27年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 第53号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 第54号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

て

- 日程第10 第55号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 第56号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 第57号議案 平成27年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について

○議長（岡田文雄君） それでは、議会を開会します。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（岡田文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、教育についてということであります。

私が社会に出たころは、ワンボードマイコンと言われるものが社会に出始めたころです。そのコンピューターを駆動するには、2進数、16進数を理解し、アセンブラ言語を理解しなければなりません。それらが産業用コントローラーとして導入が進むと、アナログで制御され生産がされてきたものをデジタルラインに置きかえる必要が出てきました。

当時、現場で働く、例えばビール工場であれば、おいしいビールのつくり方を知っている先輩方はたくさんいましたが、しかし、その制御をデジタル制御に変換できる技術者の数は限られておりました。そんな中で私は働いてきました。その後、産業のデジタル化の後には、いわゆるオフィスオートメーションと言われる事務作業のデジタル化に進み、サービス業や物流へと進んできました。

教育の根幹部分は、最もおかれていた部分であると思います。現在まで全ての分野で行われ、その成果を果たしてきたことが、教育の根幹部分だけができないことはないと考えております。そんな思いで以下の質問をいたします。

平成27年第2回笠松町議会一般質問において、以下のような質問をさせていただきました。

教育のICT化について、質問の要旨としては、D o - I T J a p a nの積極的活用をどのように考えるか。各教室への電子黒板配置をどのように考えるか。電子教科書への対応を考え、児童・生徒への情報端末の配備をどのように考えるかということでありました。その中で、論旨として、町長さんは文科省の教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画、平成26年度から平成29年度で学校におけるICT環境整備について目標水準が示されていますと。教育用コンピューター1台当たり生徒数3.6人、電子黒板実物投影機1学級当たり1台、高速インターネット接続及び無線LAN整備率100%、校務用コンピューター教員1人1台と、ICTを効果

的に活用してわかりやすく深まる授業の現実には環境整備は重要であると考えており、計画的に整備を図ってまいりたいと思っていますということでした。電子教科書への対応を考え、児童・生徒へ情報端末配備をどのように考えるかについて、町長さんは、「情報端末はより学力の向上が期待できるツールであり、電子教科書を利用する際にも有効に活用できるものです。学校教育において特別支援教育も含め、より活用性が高く、学習効果が期待できる配備方法に加え、教員のICT活用指導力向上が得られるよう教育委員会と協議しながら、段階的に進めたいと考えています。さらに、電子黒板や電子教科書の配置について、特別支援を最優先に捉えるべきと考えるがどうかということに対しては、一人一人のニーズに応じた指導に有効に活用できるようにICT機器の配備を十分検討する必要があると考えています。特別支援学級や今年度開設した通級指導教室の児童・生徒の実態をしっかりと把握した上で、町や学校と相談の上、よりよいICT機器の配置を検討していきます」と答弁していただきました。そして、町長選挙を挟んで、この夏には各教室への配備が完了し、活用が始まりました。

そこで、私たちは各小・中学校へその利用状況や問題点を確認するために、授業の様子を拝見させていただきに行きました。どの学校も毎日電子黒板を活用し、授業に取り組み、児童・生徒の皆さんもとても楽しそうに授業に取り組んでおられました。

また、ICT化のメリットを手書きではありますが、下さった先生もおられました。メリットとしては、ポータブル無線LANでコードレスである、子供にも操作ができる、授業を非常に引きつける、10分間で教材づくりができ非常に時短にできるということですね。何クラスでも同時にその教材を使えるということですね。子供たちに非常に興味が湧く、行く行くは子供たちでそういうコンテンツをつくっていききたいというようなことを書いていただきました。私が見せていただいた限り、各学校、各教室において、特に初期に想定できる数々の問題点を複数感じることができました。

そこで質問ですが、現在、教育委員会及び町担当部署としては、利用状況や問題点について、どのように把握され、対策をどのように考えておられるか。また、町長はこの事業を現時点ではどのように考え、今後どのように推進されていかれるか、お答えください。

今回の電子黒板と一緒に配備された教員用のタブレット端末はウインドウズの端末が選択されています。これを選択された理由をお聞かせください。また、通級教室ではiOSが選択されたとお聞きしました。それを選択された理由もお聞かせください。

また、平成27年第2回笠松町議会定例会一般質問においては、以下のこともお聞きしております。

電子黒板や電子教科書の配置は、特別支援教育を最優先に捉えるべきと考えるが、考えはどうかということで、教育長さんの答弁としては、「一人一人のニーズに応じた指導に有効に活用できるようにICT機器の配備を十分検討する必要があると考えています。特別支援学級や

今年度開設した通級指導教室の児童・生徒の実態をしっかりと把握した上で、町や学校と相談の上、よりよいICT機器の配置を検討していきます」と答弁をいただきました。

そこで、私も8月10日に、ことし1月にも参加しました東京大学先端科学技術研究センター研修に参加してまいりました。そこでの内容は、テクノロジーを使って楽に学ぼうでした。さらに、8月24日には岐阜市の早川教育長さんと担当職員の方との懇談の場もいただきました。この2つの中で私が導き出したことは、結局、人間の問題であるということです。どんなに素晴らしいマシンやアプリケーションが開発され導入されても、それを使うのは人であるというただ1点で、余りにも当然なことであります。障がいを持たれた軽度発達障がいに限らず、お子さんの状況は千差万別な上、そのお子さんのどの場面でのどのマシンのどのアプリケーションを利用すれば、最も効果的に障がいをカバーすることができるかを判断するのは、その種類の多さと組み合わせの多様さにおいて素人の保護者にできるものではありません。もちろん、一般の教職員でも困難をきわめると思われます。さらに、どんなに素晴らしいマシンとアプリケーションを準備しても、それを利用するお子さん自身がやる気にならなければ、絵に描いた餅になってしまうということです。

現在のところ、素晴らしいマシンの導入が進められています。今、お話ししたことを踏まえ、どのアプリケーションを活用してどう指導していくかは人対人で、教職員の人をお願いしなくてはなりません。それを含め、特別支援教育でのICTの利活用を進めていきたいのですが、どのように考え進めていこうとされているのか、お聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（岡田文雄君） 4番 川島功士議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの質問の中で、まず教育のことの中で、いわゆる学校教育のICT化に伴って、そのいろんな問題点等をどのように把握し、またどのような対策を考えているかという御質問であります。

これは、今年度から各学校の普通教室にプロジェクター方式の電子黒板、そしてまた、教師用のタブレット及び主要教科のデジタル教科書の整備が、この6月中旬に完了をいたしました。これは導入してから、もちろん夏休みの期間を除いて約2カ月が経過した時点で、このタブレットの起動後の作動が不安定だったり、あるいはまた動画がとまるなどといった症状の報告を受けてはおりますが、現段階で対応可能なものについては個々に対応しております。これから本格的に利用していく中で、各学校との連絡体制を整えて、この問題点の把握に努め、利便性の向上に向けた適切な対応をしていきたいと考えております。

また、この事業を現時点でどのように考え、また今後どのように推進していくのかという御質問であります。私自身もこの6月27日に笠松小学校へ出向いて授業を見学させていただき

ました。児童の皆さんが興味深く、熱心に授業を受けている様子を見させていただきました。また、私が出向いたのはこの機器導入後間もないということもありますから、効果や課題に対しては、これからあらわれてくるものと考えております。

今後もわかりやすく、また深まる授業の実現のために、効果的にICTを利用していただきたいと考えており、環境整備についても、二町教育委員会及び各学校と協議をしながら、技術支援も含めて計画的に進めていく考えであります。

特別支援教育、いわゆる通級指導での今後の展開についての御質問であります。これは前年度、教頭先生を中心に開催をしたICT機器の選定会議において、電子黒板あるいは教師用タブレット等機器の選定を協議いたしました。その結果、通級指導教室に通う児童・生徒は一人一人違う指導方法が必要となることから、よりきめ細かな指導が効率的かつ効果的に行うことができるアプリケーション、支援ソフトが充実している機器を導入することにいたしました。今後もわかりやすく、また深まる授業に必要な環境整備に努めてまいりたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 川島議員さんの教育についての御質問、まず一番初めの学校教育のICT化に伴い電子黒板が配置されたが、利用状況と問題点について、これにお答えをします。

教師用タブレットPCとプロジェクター、スクリーンを全学級に、デジタル教科書も主要教科について全学年を対象に整備をしていただき、どの学校でもどの学級でも活用を始めております。

具体的には、デジタル教科書を活用した教材の提示、それから練習問題や資料の提示、資料の拡大・縮小表示、観察の記録の提示などでございます。タブレットも書画カメラとして活用が進み、児童のノートや作品をスクリーンに提示して話し合いを深めたり、サーバーに保存して振り返りに活用したりしているところでございます。授業の興味関心を高めたり、ノートを映し出すことで意見交流しやすくする場合のツールとして使われ始めていると思っております。

課題につきましては、教職員が研修を深め、一層活用を場を広げること、無線LAN等の環境を整備すること、それから、授業効率を考え電子黒板等のICTを活用することで、児童・生徒の1時間の学習の充実につなげる、こういったことでございます。いずれにしても、ICTを活用することで、できる・わかる授業につながるように実践を積み重ねてほしいと考えております。

2つ目の今後の展開方法について、どのように考えておられるかということについてでございますが、今年度、ICTの整備をしていただきましたので、まずは整備していただいたICTの活用が教育活動に生きるよう、全校を挙げて挑戦してほしいと考えております。その中で、児童・生徒が学習への興味関心を高め、また理解を深めることができるよう、ICTを活用した授業のあり方を工夫し、授業効率、学習効率を高めるようにすることが大切だと考えていま

す。

さらに、児童・生徒がタブレット等を活用して、みずから考え解決する力、班活動などで仲間と解決に挑戦する力、またプレゼンテーションのツールとしての利用方法について、工夫改善が加えられることが必要になると考えております。

3つ目の特別支援教育でのiPad利用の経緯と今後の展開についてでございますが、1台を配置していただきました通級指導教室で活用をさせていただきます。タブレットはこれから特別支援教育を変えられるように、個別の支援に大変有効であると考えています。例えば読みに困難がある児童・生徒に向けた教科書、東京大学先端科学技術研究センターが運営している教材の電子データを提供するアクセス・リーディングについては、議員が紹介していただいたとおりでございます。iPadのアプリケーションを選択し、読み上げを本人のスピードに合わせて、音を大きくしたり、可視化したり、カメラで板書を写し、拡大して読み取ったり、文字を書く操作の基本を丁寧に学んだりするなど、その活用は聞くこと、話すこと、書くことに困難さを感じているなど、一人一人の困り感に合わせて活用が可能となります。

また、活用にあたっては、児童が活用したり、教師が活用したりするなど1対1の活用ですので、臨機応変に活用できると考えています。障がいに応じたアクセスのしやすさとアプリケーションの有効な活用を図り、一人一人のニーズに対応していただきたいと考えております。

4番目に、特別支援教育でのICT活用について、どのように考えるかということについてでございますが、教員の研修講座に発達障害についての研修を加えて進めてまいりましたが、6月議会で答弁させていただきましたように、3年で異動する教員が多い現状から、学校の教職員一人一人が認識を深め、意識を高めることが何より大切だと考えています。とりわけ、ICTの活用につきましては、教育効率ばかりではなくて教職員の多忙化解消にもつながります。これらを前提として、特別支援教育では言語通級、情緒通級の学級で活用が進み、児童・生徒の合理的配慮がなされることを目指して活用してまいりたいと考えています。

これらの活動を通して、どの段階でどのソフトをどのように使用することが児童・生徒にとって有効かを明らかにできたらと考えております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 大変ありがたい御答弁をいただいたと思っております。今回、こうして町長さん、頑張ってください、電子黒板の配備と子供たちにそういう新しい未来を提供していただいたと思うんですけども、やっていただいたことに対しての事業に対して、町長さんはよかったと思われているのかどうかという点と、教育長さんは町が行ったこういう方向性についてよかったと思っているのかどうかについて、端的にお答えください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、まず6月末に1回現場を見て、どのような状況でどのような授業内容でやっているかということや、あるいは生徒の対応を見てまいりました。申し上げたとおり、導入されてすぐでありましたから、先生のいろんな対応や生徒とのコミュニケーションがまだ我々にはよくわかりませんでした。ただ授業の雰囲気を見ている限り、大変子供が興味深く一生懸命、前向きな姿勢でやっていたこと、これは見た姿を見て、導入してよかったなどは思っております。このことを、やはり質問にもあったように、みんなが充実した対応で多くの生徒が活用でき、素晴らしい授業になるように、これからも対応を進めていければと思っております。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 今回、導入していただきましたことに本当に心から感謝をしております。

このタブレットPCの効果というのは、携帯性、どこでも操作性、誰でも機動性、いつでも正確に、さらには例えばAR機能とかカメラ機能とか、それから音の扱いに工夫が加わるとか、非常に優位性をたくさん持っておると思いき、その効果的な活用というのを期待しているところでもありますけれども、言ってみれば、先生方の活用訓練、それから児童・生徒の支援方策、こういった検討がこれから加われば、一層教育に効果をあらわすと考えています。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。前向きな御答弁をいただきましたので、大変ありがたいと思っております。

私も、この一般質問を提出してから、いろいろと人に会ったり、いろんなものを見たりして、ちょっと調べてみたんですけど、「教育の情報化ビジョンー21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して」ということで、平成23年4月28日に文部科学省が策定した、いわゆる文科省教育情報化プランの中に書いてありますように、こうしたICT機器を使うことによって共同学習、一斉学習、それから個別学習というように、それぞれの場面において、グループや個人にカスタマイズして使えるということですね。ということ含め、特別支援教育なんかにでも、一人一人の状況に合わせてカスタマイズできるということが大変有利な点ではあるとは思いますが、質問の中で述べたように、それらを一人一人にカスタマイズするための技術というか技能というか、そういった研修が今後より一層必要になってくるのではないかなと思います。

さっきの教育情報化プランの中に第4章の特別支援教育における情報化技術の活用という項目もあって、今まで私が提案してきたことと同じような記載がされ、そういった方向で国も進んでいくことがよくわかります。

個人を理解し、その支援方法を導き出すものに必要なものとして提供されるシステムが1つ

あるんですね。質問にも取り上げました東大の先端研で紹介されましたURAWS S（ウラウス）というシステムがあるんですが、カスタマイズするためには、例えば読み書きが困難な児童・生徒さんたちに、この子がどのような程度、困難さがあるかというのを理解するためのツールというものがあるんですね。それは別にICTを使わないものなんですけれども、紙ベースでやることなんです。手引きが1,000円で、課題用紙が20人分で1年生から6年生まで各学年ごとで2,400円という、そんなに高い値段のものではないのですが、既に二町教育委員会の中でも御存じで研究されている先生がおるとお聞きしております。そのような中で必要なマシンやアプリを見出し、ツールと結びつけていくために、このURAWS Sのようなシステムを導入してはどうかと思うんですが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 学習に困り感を持つ児童・生徒の実態というのは、非常にさまざままでございまして、一人一人への対応について、おっしゃるように工夫されたアプリをきちんと一人一人にカスタマイズすることがとても大事だと思いますし、それから、例えば工夫されたアプリを選択することで、複数のアプリを効果的に組み合わせる、この作業というのがとても大事でございまして、これが現在の教員の力量として十分あるかどうかと、膨大に開発されているアプリを、例えば記憶することに困り感のある児童・生徒、このために何をカスタマイズして準備するかと、こういったことは大変難しいこととございます。今御指摘のあったURAWS S等私どものほうももう少し研究をしまして、記憶することに困難、それから話すことに困り感、読みに困り感、書くことに困り感、一人一人の児童・生徒に対応するようなアプリを選択し、それをカスタマイズして子供が活用できるような、そんな仕組みを早く整えたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

URAWS Sに限らず、そういったいろんなものがたくさんありますので、ぜひ正確に子供さんたちの状況を把握していただいてカスタマイズできるような、教育委員会としてシステムを早期につくり上げていただきたい。あすですかね、名古屋で文科省の音声教材普及推進協議会というのが開催され、それに参加される先生もお見えになるというふうにお聞きしております。東大先端研の近藤先生もお見えになるということらしいので、ぜひとも前向きに参加して、その参加を十分に生かすような体制を教育委員会の中でつくっていただきたいと思っております。

あともう1つ、先ほど言いましたように、まだ使い始めたばかりですので、いわゆる初期トラブルということがよく起きています。無線LANの不都合によってタブレット端末がとまっ

てしまったり、これはいわゆる新しいことをすれば、初めはどうしてもこういうふうに出てきてしまうんですが、今後はシステムが高度化して、例えばクラウドコンピューティングなどのような形に学校の中がどんどん進んでいくとすると、米国などでは各学校にICT支援員というのを配備して、学校の先生はアプリケーションを使って児童・生徒に教えるということに集中して、例えばコンピューターが不都合を起こしたときに、先生方にそれをすぐ立ち直らせるというところまではとても無理なので、そういう専門員を配置しましょうという制度になっておりますし、先ほどの文科省の提言の中にも、各学校にICT支援員の配備というような今後の課題だというふうにも書いてあります。そういったことを、ぜひとも教育委員会や町長も国に対して要望していただきたいと思いますと思いますが、そのことについてのお考えをお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、言われた問題点、先ほども答弁したとおり、実際に導入したすぐいろいろな問題もあったことではありますが、これは軽微な問題で解決したようであります。今後ともそういうような問題が出てくると思います。いろんなことを経験し、いろんなことを積み重ねながら最良の方法を模索していくことは我々も当然だと思っていますから、今言われたように、いろいろ状況を判断しながら対応を考えていきたいと思っています。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 先ほど議員がお話になりました文部科学省の教育のICT化に向けた環境整備4カ年計画、平成26年度から平成29年度まで、この基本整備の中にICT支援員の整備というのが間違いなく入れられております。国が進めているということでございますので、町のほうと十分御相談の上、検討を進めてまいりたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

先ほど現場の先生を書いていただいた冒頭の中にあつたように、ICT化をすることによって先生の授業準備の時間を短くする、そのことによって生徒・児童さんと相対する時間をふやしていきたいという思いは、多分、教育長さんの中にも当然あると思いますので、そういったことを前提にお話をさせていただきたいと思うんですけれども、教育の情報化、先ほどのプランの中に、1番として情報教育、子供たちの情報活用能力の育成、2番として教科指導における情報通信技術の活用ということで、わかりやすく深まる授業の実現、3番として校務の情報化、教職員が情報通信技術を活用した情報共有により、きめ細かな指導を行うことや校務の負担軽減というものがあります。1と2については、今回の配備と今後の先ほど御答弁いただいたことで目標が達成できるというふうに考えますけれども、笠松町内の学校、全国的にほとん

どの学校がそうなんですけれども、校務のシステム化ということは、学校のいわゆる成績をつけたり、健康管理を行ったり、そして例えばいろんなできたコンテンツを先生ごとで共有化したり、そういった校務のシステム化、校務支援システムみたいなものが入っている学校というのは、日本国内においては余りないです。笠松町においても、まだそういうものはないです。各先生方が、得意な先生が個人的に、例えばエクセルを使われて、成績をつけるためのエクセルのシートをつくって、それを校内で活用されていたり、健康管理にしてもどなたかがつくられたエクセルのシートを使って管理をされているということで、全体を統括してクラウドにしたようなシステムというのはできていないんですね。

文科省の報告によりますと、こういう校務支援システムを導入した学校、これは試験的に導入させた学校においては、最低でも1日当たり30分、子供と向き合う時間がふえたという報告があります。

そういうことを考えますと、もちろんOA化するときでも産業ITデジタル化するときでも、実際にこういうふうにして本来やるべきことは何かと、学校で本来やるべきことは子供と先生が直接対峙できる時間をふやしていくために、こういうものをしていく、より一層そういうことに使っていくべきではないかと。さっきも言いましたように、最終的には人対人の間柄をつくっていかなければならないと思いますので、こういったことを考えますと、私の息子も、今、教員をやっておるんですけど、ほとんどうちにいません。日曜日土曜日ほとんど出勤しておりまして、朝7時半ごろうちを出ていきますと、帰ってくるのはほとんど毎日12時ごろであります。いわゆる教員という仕事は本当に大変やなあ、ちょっと給与には見合わんのかなと息子としゃべっておるんですけども。そういうことも含めて、教員の方々の負担軽減と、本来やるべき子供と向き合う時間を少しでもふやしていくということのためには、この校務支援システムの導入というのは、今後は2020年に向けて導入するように、先ほどのプランでは書いてあるんですけども、こういったことについてどのように考えるか、町長と教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 学校教育のいわゆるそういう環境整備に関しては、我々がいろいろ対応しなきゃならないことであります。当然、今のような状況の中で、私どもやはり授業の効率化、あるいは有効化を図るためにもいろんなことを考えながら対応したいと思っておりますし、このことに関しては、二町教育委員会や学校とも綿密な連携をとりながら考えていきたいと思っております。

また、このことは計画的にいろいろ考えなければなりませんので、そういうことも含めて対応を考えていきたいとは思っています。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） まず一番初めに、先ほど言い忘れましたけれども、例えばプロジェクターに教科書の教材を提示して、すぐ子供たちが考えられると、そして課題追求に入る、これは確かに授業の効率につながりますけれども、それじゃあ今度、子供がうちに帰って、一日の勉強を復習しようと思ったときにノートに問題も書いていないと、それから解決した過程も書いていないようではいけないと思っています。学校の先生がどこまでも考えてもらうのは授業効率、子供の力をつけるためにいかに活用を図るかという、ここに一番大事な視点を置いてもらいたいと思っています。ごめんなさい。

それから、今の御質問の件でございますが、確かにまだ全国で校務管理用のツールを、例えば絵や何かを使って整備しているところは非常に少ないと思っています。ただし、例えば日直の出席確認をしたものがすぐ保健室で確認できるような出席管理であったり、それから先生が子供を褒めた言葉が絶えずコンピューターの中にファイルされていって、それが成績を子供に提示するときに、日にちでいつどんなことを本人はいいことをしたかと、そういったところまで丁寧に記録できるような、例えば成績管理ができる、こんなものがこれから開発されたら、もっと子供のやる気というのは出てくると思いますし、この整備については、私はそんなに遠くないことだと考えています。ぜひ時期が来たら、そういった校務管理ツールというものを上手に組み合わせてICTが生きるような、そんなふうにしていきたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

例えば当町でやっております子供たちへのあんしんメールの学校版、あれもそうですし、今回統一していただいた、プラットフォームをつくらせていただいたホームページの整備というのもその一環だというふうに私は考えております。それらがクラウドの中で一体化されて全体を統括して管理できる、全て書き込んだやつが共有できるというシステムで、より横のつながりを強く持っていただいて、余分なことに時間をとらなくて済むような形で、こういったものを活用していただきたいと思いますと思うわけであります。

町長さんも教育長さんも、それについては前向きな答弁をいただいたと理解しております。一長一短で簡単にできるものではないと思いますので、国の整備基準に従って、別に一番にやる必要はないと思います。十分、値段がこなれて、皆さんのところへ行き渡りつつある段階で、一番最後というわけにもいかんと思いますけれども、そんなような状況の中で進めていただければいいと思います。そういうふうに統括して管理をするようになると、当然、先ほどの文科省の情報化プランの中の30ページにもあるんですけど、教員サポート体制のあり方という中で、教育の情報化に必要なマネジメントや評価の体制を構築しながら、統括して責任を持って推進するためには、教育の情報化の統括責任者であるチーフ・インフォメーション・オフ

イサーを教育委員会等に配備することが重要であると記載をされております。このことにおいて、ぜひとも二町教育委員会でもC I Oを、ぜひ設置をこういうものの整備にあわせて考えて、情報のセキュリティーの問題とかを統括的に進めていってほしいと思うんですけど、そのことについて教育長の考えをお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 学校のI C T教育に全て精通した職員が教育委員会に配置されているというような、そんなうらやましいことはありませんし、ぜひそんな時代が来ることを期待しておりますが、現実のところは、一人一人の先生方がお互いに切磋琢磨して、自分の学級に整備されているものを自分なりに使いこなす、自分にとっても便利であり、子供たちが楽しく使えるという、そういう形に先生方がお互いになってもらうことがまず第一だと考えています。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 第一段階としてはそういうことかと思いますが、行く行くは考えていってほしいなど。要は、まずは今、導入の初期段階ですので、まず機械、アプリケーションになれていただく。アナログでやってきたことをアナログで子供たちにどう教えるかというのは、先生方はもうプロでありますので、十分わかっております。それをデジタルにどう置きかえて、さらに興味深く、先ほど言ったように共同学習、個別学習、一斉学習のようにカスタマイズをして進んでいけるかというところが、今後の課題だと思っておりますので、そういうものを踏まえながら、セキュリティー問題を含めて統括的に責任が持てる方を、ぜひとも今後は見つけていってほしいなあというふうに思います。

岐阜市の教育長さんにお話を伺いに行ったときに、担当の先生もお見えになって、実はその先生は、二町教育委員会で行われた電子黒板の研修の講師として来ていただいた先生でありました。岐阜市教育研究所の職員の方でありました。岐南町より少しだけ早く全教室に整備された笠松町の先生は、目の前に自分のクラス専用の電子黒板とタブレットがあるわけですから、いやでも応でも使わざるを得ないということもあると思いますけれども、非常に積極的に当町の先生は講習を受けておられたと、大変高い評価を先生からいただきました。私も話を聞いて、とてもうれしかったんですけども、こういったものは先に走っているところに聞きに行ったほうが早い、自前で開発するのは大変手間も時間もかかりますし、それだけ蓄積を持っていくのはもったいないと思います。既にもう先を走っているところがあるので、そこへ行って、たくさん交流して研修を行って、どんどん吸収するような形で進めていってほしいと思います。

また、羽島郡が発達支援で行っている子どもサポートファイルなどの取り組みは、国は2020

年までに構築を求めている内容と同じようなことを、もう既に始めていると思っております。今回の教育のICT化と同様に、特別支援教育に先進的に取り組んでおられますので、大変感謝しております。もう一つ、その辺について、ちょっと関連の質問にもなりますけれども、事前にはお話ししてあるんですが、放課後児童クラブでも支援が必要な方が大変たくさん、児童が複数おられると聞いております。その現状についてどのように把握されているか、これだけお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） それでは、放課後児童クラブでの支援が必要な児童についての状況です。

放課後児童クラブでの支援が必要な児童は、現在登録している方ですけれども、笠松では2年生で1人、松枝では全部で7人いらっしゃいます。2年生が2人、4年生が3人、5年生が2人です。下羽栗につきましては2人で、1年生が1人、2年生が1人となっております。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） たくさんの方が、こういう支援の必要な方が児童クラブにもお見えになるということが、今、わかりましたし、松枝の場合は大変人数も多いと、もともと学区が大きいということもありますけれども、多いこともわかりました。とりあえず今回はこういう御報告をいただいたということで、今後の一般質問のほうに進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

いずれにしても、先ほども申しましたように、特別支援教育についても二町教育委員会に、大変御尽力をいただいて、町のほうも今回のICT化について、教育委員会と十分協力しながら、今後も進めていっていただきたいと、今も進めていっていただいているということがよくわかりましたので、さらなる発展をお願いいたしまして、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきたいと思っております。

今回のテーマはICTを利用した活性化策についてであります。

それでは、質問書を朗読させていただきたいと思っております。

ここ100年の間に飛行機や自動車と並んで私たちの社会に革命的な変化をもたらしたのは、インターネットに象徴されるICT（情報通信技術）であります。これらの技術は、かつてはITと呼んでおりましたが、最近ではコミュニケーションの語彙が加わり、ICTと呼称されるのが一般的となってまいりました。この笠松町の行政運営においてもICTはもはや欠かせ

ないツールになっております。

そこで、こうした流れを踏まえて、今回の質問では、ICTとまちづくりをテーマに掲げましたが、質問者が浅学非才であるがゆえ、IT音痴の素人的観点に沿って議論させていただくことをあらかじめ御容赦願いたいと思います。

それでは、本題に入ります。

さきの6月議会の竹中議員の一般質問での答弁にありましたように、町ではスマートフォン向けまちめぐり支援アプリを開発することを表明されております。そして、その主たる目的は町内外から多くの人に集ってもらい、まちのにぎわいを図るものとされております。こうした取り組みは、ICT時代にふさわしく、異論を挟むつもりは毛頭ありません。けれども、費用対効果の面において若干の不安を感じております。

スマホが広く普及し始めてから、毎日のように膨大な数のアプリが配信されております。開発者は少しでも多くダウンロードしてもらうために、いかにユーザーの興味を引く内容にするのか、知恵を絞り、汗を流し、莫大な投資をしております。このような生き馬の目を抜くようなアプリ開発の世界に、笠松町は参入しようとしているわけですが、果たしてもくろみどおりの成果を得ることができるのでしょうか。

最近の動向を見ていますと、一方的に情報を提供するだけでは不十分で、使ってみて楽しい、また操作しやすいという視点が絶対的に求められております。例えばまちめぐりアプリのような位置情報機能を利用したカテゴリーにおいては、世界的に大ヒットしております「ポケモンGO」のようなバーチャル体験機能が主になりつつあります。また、お得感を与え利用を促すという点から、商品やサービスに転換できる電子クーポンやポイント制の取り入れも勘案すべきでしょう。

こうした状況を見ると、アプリ開発競争を勝ち抜くためには、これまでの思考や発想を根本から変えるぐらいの転換が必要になってくると思います。そのためには、過去の事例や固定観念に縛られた人たちの手ではなく、基本構想の段階から斬新で豊かな発想力を備えた、いわば常識破りの人材を積極的に登用するのが成否の鍵を握るのではないのでしょうか。

もう一つ、笠松のアプリが積極的に利用されるには、使いやすい環境の整備も重要になってきます。その一つが公共施設の無料Wi-Fi化であります。例えば町外の人がアプリをダウンロードして笠松町内をめぐろうとしても、通信料金を気にしては落ちついて散策のための情報収集もできないでしょう。ユーザーのサービスの向上のためにも、せめて役場庁舎や中央公民館、ふらっと笠松など、まちめぐりのスポットになるような場所に無料Wi-Fiを整備したらいかがでしょうか。

これから取り組もうとされるアプリ開発に水を差すようなことを申し上げましたが、少なからぬ資金と時間と労力を注ぎ込むからには、自己満足に終わることなく、期待どおりの成果を

上げていただきたいという気持ちと、後ほど述べさせていただく笠松町の未来のためにも絶対に成功してほしいという強い願いからであることを申し上げ、最初の質問をさせていただきたいと思います。

今回のまちめぐりアプリ開発には、どのような人たちが主体となってかわり、携わり、いつごろをめどに配信されるつもりなのでしょうか。また、ほかの同種のアプリとの差別化を図るために、どのような工夫や魅力を取り入れていくつもりなのでしょうか。また、公共施設のWi-Fi化についての方向性もお示してください。

次に、ICTと教育について考えていきたいと思います。なお、本件に関しましては、川島議員の質問と重複する部分が多々ありますので、私は2020年度から新学習指導要領に盛り込まれる予定の小学校でのプログラミング教育必修化に絞って論を進めさせていただきたいと思います。

笠松町における教育のICT化は、既に各小・中学校に電子黒板が導入されるなど、その一歩を踏み出しました。先般、松枝小学校でその活用事例を拝見させていただきました。先生がタブレットを使い、スクリーンに画像やグラフを投影して説明する、それを見ながら児童たちが感想や意見を述べる、私たちの時代と比べても、まさしく隔世の感を覚えました。しかしながら、これらの機器はあくまでも授業の質を高めたり、効率をよくするツールにすぎません。教え方や内容の本質は変わっていないように見受けられました。

一方で、2020年度から始まるプログラミング教育は全く新しい分野だと言えます。授業の導入の背景には、2025年までにIT人材を100万人育成するという、国を挙げてIT産業を隆盛させようとする強い意気込みがあります。教育においても、アナログ思考だけでなくデジタル思考を取り入れようという試みであり、具体的には、論理的に考えて問題を解決し、新しい価値を創造する力を身につけさせることが目的とされております。

確かに小学生が対象ですから、教える内容も極めて基礎的なものになるでしょう。ふだんからパソコンやスマホを使いこなしている大人なら造作もないかもしれません。けれども、前述したように、論理的思考を涵養させるとなると、コンピューターに関する基本的な知識や技能が必要になってくると思います。英語教育に例えるなら、幾ら幼児や小学生向けでも、教える側にはかなりの英語能力と経験が求められるのと同じであります。そして、何よりも忘れてならないのは、殊ICTに関しましては、大人より子供たちのほうがはるかに吸収力が高く、あっという間に教える側を凌駕してしまう可能性があるということでもあります。現に識者からは、既に指導者の育成や教材の開発について、十分対応できるのか、今でも忙しい教師の負担がふえるのではないかなどの不安の声も上がっています。

また、子供たちが授業で使うパソコンやタブレット、ネット環境の整備も財政的に大きな課題になってくるでしょう。それ以前に、プログラムを教える前に、国語の文章読解力を身につ

けさせるべきだという、必修化そのものに異議を唱える意見も出始めております。

そこで、教育長にお尋ねします。教育長は、プログラミング授業の必修化について、賛否も含めてどのような見解をお持ちでしょうか。また、2020年度の実施に向けて、指導者の研修や育成をいつごろからどのように進めていくつもりなのか。さらに笠松町においては、ICT授業の進捗や岐阜工業高校との関係からも、ほかの自治体よりもプログラミング授業に力を入れるのも特色ある学校づくりにもつながると思うのでありますが、いかに考えられますでしょうか。

さて、これまで現在進行形のアプリ開発、近い将来のプログラミング教育を取り上げてきましたが、最後に未来の笠松町にICTが果たす役割、とりわけ産業振興を中心とした地域活性化策に絞って論を進めたいと思います。

結論から申し上げます。IT産業は、これからの笠松町の基盤産業になり得る可能性を秘めていると思います。その理由の一つとして、岐阜工業高校など地元の人材の供給源がある、また笠松町では地勢、土地や道路の制約から大きな工場や商業施設の誘致は難しいと言われておりますが、ベンチャー企業に象徴されるIT産業は広い土地、大きな建物、道路インフラも必要とせず、それこそ既存の建物や空き店舗などでも十分対応できます。また、相乗効果としてIT産業に従事する人たちは比較的年齢も若い上、クリエイティブな才能も有していることから、笠松町のまちづくりにも貢献してくれるでしょう。

私自身の夢としては、笠松町をアメリカのシリコンバレーのようなIT企業の集積地とし、できることなら、我が町からビル・ゲイツやスティーブ・ジョブズのような先駆者を輩出し、世界に笠松バレーの名をとどろかせたいと願っています。また、歴史と文化、自然という資産を生かしたリバーサイドタウン計画と融合させることで、笠松町の魅力や強みが一段と開花すると期待しております。

ただし、そのためには先ほど申し上げたアプリ開発の成功、公共施設のWi-Fi化、プログラミング教育の特化に加えて、地元の岐阜工業高校を初め全国の大学、専門学校、研究機関、IT業者とも積極的に連携して、優秀な頭脳を呼び込む体制づくりが欠かせないと考えます。同時に、笠松町においても人材育成に力を入れ、物、人の両面において岐阜県のIT産業をリードしていく意気込みも求められるでしょう。

このように、勝手に笠松バレー構想と命名させていただきましたが、町長はIT産業がこれからの笠松町の発展や産業振興に果たす役割について、どう考えられますでしょうか。また、岐阜工業高校以外の学校や研究機関、事業者との連携について、どう捉えているのか、町での人材育成の取り組みについて見解をお示しください。

以上で、1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 一般質問の途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時15分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

2番 古田聖人議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

このICTを活用した活性化策についての中で、種々御質問があったんですが、まずまちめぐりアプリの開発にはどのような人が携わっているのかということや、そのアプリはいつごろをめどに配信されるのかという御質問であります。

このまちめぐりのアプリ開発につきましては、6月の定例会で竹中議員からの質問に対して、開発の段階から岐阜工業高等学校の生徒に携わっていただくという構想であるというお答えをさせていただきました。その後、高校とも調整をさせていただいて、2学期が開始となるこの9月から学校の放課後の時間を活用させていただいて、生徒対象のアプリ開発講座をスタートいたします。この電子科の生徒を中心に受講希望を募りまして、約20人が来年1月までの計13回の講座を通じてプログラミングやあらゆる基本を学んでいただくとともに、生徒が考案したデザインや、あるいはコンテンツのアイデアや実際に開発するミニゲームをまちめぐりアプリに反映をしていくこととしております。

また、この講座のほかに、アプリに反映されるコンテンツの企画立案をイベント形式で行う、いわゆるアイデアソンの開催も計画をしております。このアイデアソンには、公募による町民の皆さんのほかに岐阜工業高校の建設工学科の生徒の参加もいただくとともに、現在、公民館で実施をしております地域の担い手育成事業のまちづくりびと講座と連携をして、講座での企画アイデアをアプリや関連事業に反映していく予定としております。このアイデアソンは10月にスタートをして、計4回の会議を経て年内12月に企画の取りまとめを予定しており、これらを総合的に反映したものを平成29年2月に一般配信できるよう取り組んでいるところであります。

以上、このアプリ開発には直接的に地元高校生や有志の方に携わっていただきますが、事業全体としては店舗情報や、あるいは電子クーポンの配信やアプリと連動するイベントの開催や、起業経営に関する窓口の設置など商工会や町の金融協会、そして、まちの駅関係者など関連する各分野から参画を得て、一体となって事業を推進していきたいと考えております。

次に、そのアプリの差別化を図るために、どのような工夫や魅力を取り入れるのかという御質問であります。開発するアプリのコンテンツとして、当町の最大の魅力である歴史、文化、清流に関するものや、グルメショッピングなどの店舗情報も多く掲載する予定としております。

議員御指摘のとおり、何かメリットがないと利用に結びつかず、リピーターにもなっていないので、アプリを通じた電子クーポンの配布も予定をしております。その内容については、商工会と連携をして進めてまいりたいと思います。また、お楽しみ機能としてゲーム機能や、スタンプラリー機能もこのアプリの中に取り込んでいく予定をしております。この機能と連動したイベントを開催して、まちのにぎわいやお店の集客につながるものと考えております。

これら一つ一つのコンテンツの中に、先ほど申し上げました若い高校生の新鮮、斬新なアイデアや、アイデアソンのまちづくりに対するプランや思いを反映させて、魅力のあるアプリにしていきたいと思っております。

また、リバーサイドカーニバルにおいて、このまちめぐりアプリ開発のPRブースを設置して、スマートフォン、タブレットを活用した最新アプリ技術の紹介や、会場限定記念写真のプリントプレゼントなども計画をしております。ブースへ来ていただいた方へアンケートや、アイデア募集を実施して、その意見もアプリに反映させていきたいと考えております。

それに加えて、このアプリ開発と開発講座の委託業者は、サッカーJ1の横浜Fマリノスや、プロ野球の読売ジャイアンツ、阪神タイガースなどの公式アプリの開発や県立岐阜商業高校など県内の高校でアプリ開発授業の講師を行った実績が多くあり、この会社の実績とその開発力を、今度は大いに活用させていただきながら事業を進めてまいりたいと思っております。

公共施設でのWi-Fi化の方向性についての御質問であります。これは現状における公共施設の無料Wi-Fi、いわゆるフリースポットは、私どもでは歴史未来館のみであります。6月の定例会で企画環境経済部長からお答えをさせていただいたように、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも各観光拠点のフリースポット対応事業、そして防災拠点のWi-Fi化事業ということで記載をさせていただいております。このWi-Fiを設置する際にも、当然また維持していく際にも費用が伴うものでありますので、その効果を見ながら検討してまいりたいと思っております。

そういうような中で、ことし6月2日に日本再興戦略2016が閣議決定をされました。その中に、「2020年までに主要な観光・防災拠点における重点整備箇所について、国が本年中に作成する整備計画に基づき、無料Wi-Fi環境の整備を推進する」という内容が盛り込まれて、政府の方針として位置づけられてきました。これらの動きに留意をしながら、今後、具体化をされるであろう国の支援を有効に活用し、公共施設のWi-Fi化を順次進めてまいりたいと考えております。

また、このIT産業がこれからの笠松町の発展や産業振興に果たす役割について、どう考えているかという御質問でありました。議員御指摘のように、ITを産業化し、そしてまた人と企業を集めることは、十分、基幹産業となる可能性を秘めたものであります。全国に日本のシリコンバレーと呼ばれる地域は各所にあって、また大垣市のソフトピアジャパンもそう呼ばれ

ている一つであります。岐阜県の資本投下のもとで、この情報産業の育成や振興、集積が進められて、数々の景気変動を乗り越え、現在150社の企業が集まり交流をしながら、スマホアプリを初め新しいサービスが生まれております。また、慶應大学環境情報学部を初め各大学との連携や、とりわけ地区内に岐阜県立情報科学芸術大学院大学キャンパスが設置され、その結果、IT起業家という方や、あるいは各大学、そしてソフトピアジャパンの産学官が一体となって、人材やアイデア、ノウハウなどのさまざまな面でより一層の相乗効果が生まれるようになったことが大変大きいと考えられます。

このように、IT産業は新たな雇用の創出や地場産業の取引拡大など、さまざまな面で地域の産業振興や、あるいは定住促進など笠松町の発展につながる効果が期待できると考えております。

そういうような中で、岐阜工業高校以外の学校や研究機関、また事業者との連携についてはどう捉えているのかという御質問でありましたが、先ほどIT産業が地域の産業振興や、定住促進など、笠松町の発展につながる効果が期待できるとお答えをいたしました。笠松町において、当然いきなりソフトピアジャパンが町内にできるわけではありません。

そこで、現在、アベノミクスの第三の矢として具現化をし、日本における産業の新陳代謝を掲げ、地域において、例えば自分の技術を生かしたベンチャー企業をつくりたい方などの事業創業の支援体制が国により整備をされてまいりました。具体的には、市町村が中心となって、創業を支援する者、例えば商工会や商工会議所、そして金融機関や研究機関、学校や県の産業振興センターなどと連携をして、創業に関する目標や支援の内容や枠組み、期間等を創業支援計画として作成をし、国に申請をし、その認定を受けるものであります。

これによって創業者は、この計画に基づく商工会等での各研修セミナーの参加や、あるいは各分野での相談事業に参加し、経営、財務、人材育成、販売開拓の知識を身につけて、創業時の負担を減らすことができます。さらに、この研修などの事業を修了した者は、今度は会社設立の際の登録免許税が半減されることや無担保第三者保証人なしの信用保証枠が1,500万円まで拡大するなど、この支援措置が受けられることになっております。

この制度を活用することによって、創業に対するハードルが下がって、町内において事業所が増設されることが期待でき、なおかつ地域の活性化や雇用の確保が図られると考えますので、今後、町の商工会を初めとする各関係機関と支援内容等を協議して、その後、中部経産局に相談を行い、3月の申請に向けて事務を進めてまいりたいと思っております。

この創業支援事業計画の中に、高校や大学を含むIT関係者を創業支援事業者として取り込むことや、あるいはIT産業に特化した助成制度や相談窓口設置などの追加措置については、中部経産局などと検討を重ね、今後考えていきたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） ICTを活用した活性化策についての2つ目の質問、小学校でのプログラミング授業の必修化についての見解について、お答えをさせていただきます。

人工知能の進化等で野村総研が日本の601社にコンピューター技術で代替可能な確率を調査した結果、49%が代替可能であると回答し、現在の小学生の65%が今は存在していない職業につくというような調査結果が示されました。本年度6月に有識者会議の議論のまとめが発表され、間もなく示されます平成30年代の教育を示す学習指導要領では、何を知っているか、何ができるか、それから知っていること、できることをどう使うか、どのように社会、世界とかわり、よりよい人生を送るかということを示されるということでございます。この中でも、プログラミング教育は、身近な生活でコンピューターが活用されていること、問題解決には必要な手順があること、社会におけるコンピューターの役割や影響を理解するとともに簡単なプログラミング作成ができるようにすること、この3つが狙いだと言われております。

御質問の小学校におけるプログラミング学習というのは、理科や算数、音楽、図画工作などの教科で、コンピューターに意図した処理を行うように指示することができるということを体験しながら、身近な生活でコンピューターが活用されていること、問題の解決には必要な手順があることに気づくこと、それからプログラミング的な思考を身につけること、コンピューターの働きを自分の生活に生かそうとする態度を身につけること、こういうふうになっております。いわゆる一人で黙々と向かい合うことに終始し、コンピューターを使いこなすことが目的ではなく、主体的、対話的で深い学び、これを実現することに資する教育だとプログラミング教育というのは言われております。

このプログラミング教育というのは、小中高を通して構想が丁寧に練られておきまして、高等学校においては、全ての高校生がプログラミングによりコンピューターを活用する力を身につけるようにするために、これは仮称でございますけれども、情報科を全ての生徒に必修の科目として設定するといったことや、さらに情報コンテンツを創造する、いわゆるコーディングするというようなことを柱として、選択履修科目としてもう1教科設けると、こういう計画のようでございます。岐阜工業高等学校がプログラミング教育をリードしていくことを期待したいと思いますし、このことは学校で十分検討されると考えております。

2つ目に、2020年度の実施に向けて、指導者の研修や育成をいつからどのように進めるかについてでございますが、まずは本年度整備していただいた機器をどの先生も、どの授業においても活用できるようにすることが重要だと考えています。教科の指導を通して、情報の収集であったり、効果的な提示、活用について交流し、情報活用能力を高めていただくことがプログラミング教育の研修のスタートだと考えております。

間もなく発表される次期の学習指導要領が示されてからの具体的な取り組みについてでございますが、県の教育委員会ではその趣旨徹底のための研修会が行われ、全ての教員の研修が位置

づけられると思っています。この研修を校内で交流して深め、プログラミング教育の充実が図られるように努めてまいりたいと考えています。

また、郡内の情報主任等で構成していますICT推進委員会において、先ほど川島議員もお話になりましたが、ICTを専門としている講師をお招きして、プログラミング教育の意図や実践等について学ぶことができるようにしたいと考えておりますし、毎年8月に実施しています夏期研修講座、これにおいてもプログラミング教育の講座を設定して、具体的な実践について学ぶ機会を位置づけたいと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 御丁寧な答弁ありがとうございます。

では、最初にアプリ開発について、もう少し深めてお尋ねしたいと思います。

まず今回行われますアプリ講座なんですが、これは今の答弁をお聞きしますと、高校生限定で岐阜工業高校内で実施されるということなんですが、内容から見ましても非常に私自身も興味深く感じておまして、多分、きっと一般の方々や、ほかの岐阜工業高校以外の生徒や専門学校などに通っている関心のある方も、ぜひとも参加したいという思いを抱くのではないかと予想されます。将来的にこうしたアプリ開発の講座を、例えば公民館講座に加えるとか、あるいは民間業者の協力などを得て門戸を広げると、そういったお考えは今のところお持ちなんですか。その点、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、答弁の中でも申し上げましたように、当然、岐阜工業高校の学生がそういうものに携わってということは、6月の議会でもお話ししたとおりであります。それ以外に、町民の皆さんや、あるいはいろんなグループの皆さんに参加をいただきながら、いろんな情報を収集し、さきがた申し上げましたアイデアソンをこの12月まで続けて、そういうのを導きたいと思っていますので、決して高校生だけではなくて、多くの皆さんのアイデアを取り入れた開発をしていきたいと思っています。

[2番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

少しでも多くの方々に興味を持ってもらって、笠松町はIT人材の育成にも力を町ぐるみで入れているんだぞと、そういったことのPRにもつながると思いますので、積極的にお願いたしたいと思います。

次に、公共施設のWi-Fi化なんですが、これは決して私自身が意図するところは、アプリ利用者の利便性だけを求めたものではなく、先ほどお話ししましたように、笠松町が地域活

性化の策の一つとしてアプリを開発し、その利用者の利便性を図ることによって宣伝効果があるのではないかと、そういった思いで提言させていただきました。今のアイデアソンという中で、これからアプリのコンテンツの内容を幅広く意見を聴取しながら検討していくということなのですが、アプリそのものも内容を考えていくことも重要なのですが、一方でつくったアプリをどうやって世間に広く認知してもらって、実際にダウンロードしてもらうか、その方法ですね。特に、最近では町長も御存じのモネの池というのがありました。あれが何であそこまで広がったかという、ツイッターとかフェイスブックとか、SNSという従来ではないようなツールによって、口コミで爆発的に広がって、休日には何千人という人が訪れ、観光バスが来てにぎわう、そういった観光拠点になったと。それは、もうはっきり申し上げまして従来の行政とか、そういう古い考え方ではなかなかそういうツールが見い出せなかったと思います。

こうした点から、このアイデアソンで、今回のアプリを通して新しい広報戦略の研究の場としても、いろんな若い人の意見、こうしたらもっといろんなところに広まるよと、新しいカテゴリーとか新しい層に情報を発信できるよとか、そういったアイデアを募ったらどうかと思うんですが、町長、どう思われますでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 質問の中でいろいろ御指摘いただいたように、いっぱいあるアプリの中で、やはり選択して見ていただくためにも、そういう何か特徴がないといけない。だから、今いろんな皆さんのアイデアをかりてやっている、このアイデアソンという一つの方法を取り入れてやるわけですが、それと同時に、今、申し上げたように、この開発に携わっていただく業者自身が、大変日本の中でも多くの活躍をしている業者でもありますから、ノウハウや知恵もかりて、今、言われたような対応ができるように、それにやはり力を結集して対応できるように、これから進めていきたいと思っておりますから、そういう点でもまたお気づきのことがあれば、ぜひ御指導いただければありがたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

私自身では、今回のアプリ開発を通しまして、職員、そして議員はもちろんのこと、商工会などの関係者の方々が今までの発想を転換する機会、あるいはもっと柔軟性を身につける機会としてお互い研さんしていく、そういう場にしていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、プログラミング教育について、また教育長さんに少しお尋ねしたいと思います。答弁ありがとうございます。

ただ、ちょっといささか高尚過ぎると申しますか、深謀遠慮が含まれ、その教育長さんの思

いをそんたくすることが上手にできなかったので、申しわけないんですが、曲解するといけませんので、改めて簡潔にお尋ねしたいと思います。この2020年度から始められますプログラミング教育は、教育長さん自身は子供たちにどのような影響というか、育成に関与していくのではないかと、率直な考えとか思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） プログラミング教育というのが、例えばプログラミングのソフトを使ってコーディングするというのを学校の中で教えると、そういうふうに誤解されていると思っていますが、そうではなくて、例えば子供たちにこのプログラミング教育を通して身につけさせたいことは、身近な生活でコンピューターが活用されていることや問題の解決にはちゃんと必要な手順、そういうものがあると。まさにプログラミングして、これを解決したら次へと、これを解決したら次へと、こういったことを子供たちに身につけること。それから、発達の段階に即して、プログラミング思考といいますか、いわゆる自分が意図する、何か問題を解決するために課題というのが幾つあって、それをどのように組み合わせ、どんな順番で解決していったらいいとか、解決の間違ったときに、もう一度戻って、どこのどの部分が間違っていたかと、それをまた新たに差し込んでもう一度考え直すと、こういった論理的思考というのを子供たちに身につけさせること。それから3つ目には、発達の段階に即してコンピューターの働きというのを自分の人生の中に、言ってみれば、よりよく生きようとすることにコンピューターを活用すると、そういったことに狙いがありまして、小学校の1年生から順次高校を卒業するまでに、最終的には日本のIT産業の、今、人材というのは36.9万人不足していると言いますので、高校を卒業するころには、そういったIT産業に直接かかわるようなプログラミングをして、新たな、先ほどおっしゃったようにアプリを開発するとか、システムをつくり上げるとか、そういった人材を育てていくことにあると思っています。

小学校の段階では、今、お話ししたようなことがプログラミング教育の狙いだと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

私のようにアナログ人間で、なおかつ典型的な文系の人間にとっては、プログラミング教育と聞いただけでじんま疹が出てしまうような、多分ここの中にいる人の大半がそうかと思いますが、本当に時代が変わりつつあるなと思います。これは、私どもだけではなくて、学校の先生方も一緒だと思います。先ほど川島議員のお話にありましたように、本当に先生、大変だと思います。

こうした中、プログラミング教育という、また新たな負担がふえて御苦勞を察するところで

あります。ただ、やはり時代の流れというか、これはある意味、世界ではもう既に、ちょっとこの間新聞に載っておったんですが、イギリスとか韓国とかフィンランド、オーストラリアでは、そういったものが小学校の段階から積極的にやっている。そしてインドなんかは、もう本当にITの産業をやって、アメリカでは、先ほどお話しさせていただきましたシリコンバレーなんかは、インドとか中国とか、そういった学生さんたちがたくさんいる。そういった意味では日本が非常におくれているのは確かなことでもあります。でありますから、やはりこのプログラミング教育、教育だけではなく産業界からも非常に期待をされているところが大きいと思うんですが、もし、このプログラミング教育にプラスの効果が十分期待できるということでしたら、例えば先ほど教育長さんが御答弁されたように、教育委員会とか学校の現場だけでの研修も大切でしょうが、これから町が進められるそういったアプリ講座とか、その他民間のそういうところにも積極的に研さんしていただいて、先生自体もコンピューターとかプログラミングの知識や技能の向上はもちろんのこと、新しい時代に対応できる感性を養ってほしいと思うわけです。そして、こういった積み重ねが逆にほかの教科にも生かされると思うんですが、教育長、どう思われますでしょうか。御意見をお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） プログラミング教育というのは、先ほどお話ししたとおりでございますが、現実的に、先ほどIT産業にかかわる人材というのが2020年に約37万人不足すると言われております。機会として、例えば町が主催するようなアプリ講座、そういったものも活用できればありがたいと思っておりますが、やっぱり子どもが間違えていけないのは、小学校の理科の勉強でプログラミング教育をどうやってやるかというのは、例えばそれぞれの家にある電気製品というのは、きちんとしたプログラミングで制御されていて、条件に応じてちゃんと動くように設定されているよと、こういったことを理科で学ぶということであったり、それから算数であったら、例えば図形を作成するときに底辺を固定しておいて、高さを一定にして並行にずっと図を移動していったときに、三角形の底辺と高さというのは全然変わらないんだよと。つまり、プログラミング思考というか数学的な思考、そういったプログラムと問題を解決していく関係のよさというものに、例えば気がつくとか、こういったことが、今、小学校の段階で私たちがきちんと教えなければならないと。こういう過程を経て、高校生になったときにこんなものを自分でつくってみたいと、こういった気持ちが生まれるのであるし、こんな新しいことに挑戦してみたいという子供が生まれると。あくまでもやっぱり小学校、中学校、高等学校と段階を経てプログラミング教育というのは進められるべきだと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 教育長さんのお考えはよくわかりました。

多分、これから2020年に向けていろんな議論が活発になってきて、今、話されて議論されているものとまた違った方向になるかもしれませんが、ただ2020年といいますと、折しも東京オリンピックの年であります。考えますとオリンピック、4年というのは短いようで早いようで長いようで、本当に非常に時間があるようでないわけなんです、もうやはり先ほども申し上げましたように、これからの新しい時代に適応する子供を育成するためにも、こうした取り組みを積極的かつ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

時間も限られてきましたので、最後にこれからの笠松町の産業振興におけるIT企業のかかわりについて、改めてお尋ねしたいと思います。

アベノミクスの第三の矢という点からも、これからの産業振興を考えますと、IT産業は日本だけではなく多くの国で主要産業になっていくと思います。

その動きの一つとして、先般、ソフトバンクがイギリスの半導体設計大手のアームホールディングという会社を買収しました。その額は何と3.3兆円という、物すごい高額な額なんです、その買収を決断しました孫社長によりますと、これからはあらゆる電化製品がインターネットにつながるIoT時代を迎えると。そのための先行投資であり、決して高い買収ではないというような意図のことを説明されております。

そのように、既に時代は従来の産業の構造から大きく転換しつつあるのではないかと思います。こうした意味におきまして、これまで地域振興策の主流であったやり方と申しますと、先ほども質問にも上げさせていただきましたように、広大な土地を確保して、インフラ整備をして、工場や商業施設を誘致する方法だったんですが、いまやこれも時代おくれ、リスクが大きいと言われております。実際に、世界の亀山モデルと言われましたシャープの亀山工場、今、現状はどうなっているかといいますと、もう本当に衰退してしまっている。それ以前に、笠松町のように土地も余裕がなく、道路網にも恵まれていない、そういった地勢条件を考えますと、ベンチャーなどを軸としたIT産業への取り組みは有望な選択肢の一つであると、改めて訴えていきたいわけであり、それには先ほどの答弁にありました融資制度等の起業をしやすい環境の充実も大事なんです、やはりその前に人材を育成し、笠松から起業家が出るような土壌をつくっていただきたい。そのためには、行政、学校、企業が一体となって笠松の名を売るだけではなく、税金という実を持たせてくれる、そういった環境づくりを進めていきたいと思うんですが、町長は改めて、そのあたりの思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、議員が御指摘されたとおり、この私どものまちの形状というのは、そういう形状の中で生活をしているわけですから、ましてやこのまちというのは、いろんな地理的な資源にしても、人的な資源にしても本当にある意味で恵まれた地域でもあると思います。そのような可能性を秘めた町でありますから、今、言われたような環境整備や、あ

るいは国自身もいろんな創業や起業の支援体制も進めております。しっかりその辺のことも対応を考えながら、国や県や自治体や、そしてまた多くの皆さんのお知恵をかりたまちづくりが、これから一番ここの中では大切な部分になってくると思いますので、総合的に考えながら、そういう方向性を見つけて進めてまいりたいと思っております。

そしてまた、中部経産局ともいろいろ情報提供もしながら、今、我々のまちでできることがどういうことで、どういうふうに進めたらいいかということも含めて、情報収集もしていますので、そういうこともまたお力添えをいただき、また御協力をいただきたいと思いますと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

もちろん、もう1年、2年の先にそれが実を結ぶわけではないと思いますが、ただ、IT人材の種をまくという意味でも、こういった環境づくりを進めていっていただきたい。将来、もしビル・ゲイツとか孫社長のような人材がこの笠松町から出れば、そしてその方々が世界で活躍することになれば、もちろん笠松の名が売れるだけではなく、もしかしたら、ふるさと納税なんかで多額の寄附をしていただけるかもしれない、そういった皮算用というか、先行投資への期待も含めながら、この質問を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 一般質問の途中ですが、午後1時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時30分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、防災対策についてであります。その中でも地震対策と豪雨対策について質問をさせていただきます。

今日、9月13日ではありますが、9月1日が防災の日でありますし、9月は防災月間でもあるかと思えます。そうしますと、最近のテレビ、新聞、ラジオ、そういったマスメディアにおきましては防災に関するニュースがたくさん流れておりますし、この岐阜県におきましては9月12日、40年前、長良川の決壊があって、大きな被害を受けたということも言われておりますし、また、9月10日には、昨年ではありますが、茨城県常総市で堤防が決壊して、多くの家が流され

たということもあります。さかのぼっていきますと伊勢湾台風、これも9月でありました。こういったことから、今月が防災月間であると。もとをただせば関東大震災が9月1日であったということもあったわけであります。

そんなことから、防災についての質問をさせていただきますが、笠松町は、昭和36年に国が法制化した災害対策基本法に基づき、昭和38年7月に笠松町防災会議条例を制定し、町民へ防災対策を検討してきました。これを受けて、平成6年3月には笠松町地域防災計画を策定し、今日まで幾度の修正も行われてきました。しかし、2011年、5年前であります、3月11日に起きた東日本大震災を受けて、我が国の防災計画そのものが大幅な見直しに迫られ、岐阜県でも大規模修正が行われました。その後、南海トラフによる上方修正が最後となり、現在に至っております。また、1978年に大震法が国会で制定されておりますけれども、これは、ある学者が駿河湾沖を震源とする東海地震が30年以内に起きるだろうということから大震法が制定されたというふうに聞いておりますが、その後、先ほど申しましたように、南海トラフがあり、東海地震・東南海地震・南海地震、これが3連動するというとも言われてきておるわけであります。

こうした地域防災計画の見直しは、地震対策を主眼に行われており、台風やゲリラ豪雨、大規模火災など、防災にはいろんなものが想定されて、それぞれに対策を講じなければなりません、今回は地震と豪雨災害対策について質問をさせていただきます。

まずは地震対策についてですが、ここ20年ほどの間に4回の大規模地震に見舞われております。阪神淡路、新潟中越沖地震、それから東日本、熊本の4回であることは、皆様方御承知のことです。

そして東海地方では、先ほど申しましたように、東海・東南海・南海の地震が同時に発生することが、南海トラフの存在により30年以内に起こり得る可能性が高いと想定されております。

この4回の大規模地震での教訓で、国は激甚災害と認定しましたが、倒壊した家屋等を調査して災害対策基本法第90条の2による罹災証明書の交付がおくれることでもあります。罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されるもので、このことは、町長を初め役場の職員の方々は承知のことだと思いますが、あえて取り上げさせていただきましたのは、本年4月の熊本地震で、災害直後、罹災証明を交付するための調査ができず、また担当職員にその経験がないことでの調査・判定方法が不明確であったと思われる。調査・判定方法の不明確を補うため、東日本大震災で経験のある自治体から罹災証明書を交付した職員に協力してもらったと報道されたこともあります。

そこで町長にお尋ねします。

笠松町の職員は120名程度ですが、大規模災害に見舞われたとき、災害本部や避難所開設、ボランティア支援センターの開設等の業務に携わることになり、その体制は検討されていると

と思いますが、罹災証明を交付するための職員の体制はどうなっているのか、お答えください。

また、被害認定調査の実施主体は被災した市町村ですが、被害認定の調査・判定方法について研修を受けた市町村職員等となっております。民間の方々にも協力を求めて迅速に進める必要があると思いますが、町長はどう考えているのかお答えください。

次に、豪雨対策についてですが、毎年日本のどこかで災害が起きております。ゲリラ豪雨と称される1時間に100ミリを超える雨量やピンポイント的な線状降水帯による長雨での被害であります。

笠松町におきましても、平成25年9月4日の14時から15時にかけて100ミリのゲリラ豪雨に見舞われ、町内数カ所で道路冠水しておりますが、これが数時間継続したり、線状降水帯による長雨だった場合は、道路冠水だけではなく家屋への浸水も懸念されることになります。

笠松町は、我が国でも有数の1級河川である木曾川に沿った町ですが、その木曾川が決壊したり、氾濫したりすることも想定しなければならないと思いますし、木曾川の支川である境川もそれ以上に警戒をしなければなりません。

そこで、いざ災害が起こるという事態に対して、笠松町では平成15年10月16日に笠松町土木研究会と、平成18年7月26日には岐阜土木工業会と災害応援協力の協定が締結されております。しかし、笠松町土木研究会が協定締結時には6社ありましたが、現在では5社となっております。実質的には4社だそうですし、岐阜土木工業会には1社のみで、笠松町が被害を被れば周辺の自治体も同様だと思われ、応援協力体制からすれば笠松町土木研究会に頼らざるを得ないと思います。

こうした状況で、地元土木業者は笠松町から発注される公共事業に頼るところが大きく、笠松町の土木関連予算が応援協力締結時から見るとかなり減額されていることから、会社の規模、人手、重機などの削減を余儀なくされて、笠松町からの依頼に対して全面協力したいが、期待に沿えないこともあると関係者から聞きました。

この状況を踏まえて町長に質問をいたします。

木曾川や境川の決壊や氾濫は最悪の事態で、それに備える必要は十分にありますが、短時間のゲリラ豪雨や線状降水帯による長雨に対して、家屋への浸水対策として道路形状や排水形状の見直しを図るべきだと考えますが、町長はどう思われるかお答えください。

次に、来年度以降、古くなった側溝改修や新築住宅への側溝整備、下水道工事終了後の道路整備などの土木予算を増額して、災害時には笠松町土木研究会の全面的な応援協力をしていただけるよう、その環境を整備しておく必要があると思いますが、町長の考え方を示してください。

いずれにしましても、こうしたことが安心・安全なまちづくりの基本になることと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋隆男議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、伏屋議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

今回は、この防災対策についての御質問で、特に地震対策と豪雨対策についての2点が主な質問であります。まず第1点の地震対策の中で、罹災証明書を交付するための職員の体制についての御質問であります。御承知のように、災害対策基本法の規定に基づいて、私どもの笠松町においても地域防災計画を策定させていただいておりますが、その中の一般対策編の第5節の災害対策本部の組織の中で、いわゆる本部及び各班についての分担任務を定めております。これによって、罹災証明交付のための被害認定調査については税務班であります税務課がこの業務に携わっております。また、この罹災証明書の交付については住民班である住民課がこの交付の事務を行うこととなっております。

現在、この税務課においては、被害認定調査の職員研修を深めて職員資質の向上を図るほか、被害認定調査の要領についての簡易マニュアル化に向けて、今、その調査研究を進めております。

2つ目に、この被害認定の調査・判定方法についての研修を受けた職員等だけではなく、民間の方々にも協力を求めて迅速に進める必要があるのではないかという御質問であります。御指摘いただいたように、熊本地震では罹災証明の交付事務に時間がかかって、被災者の方々が混乱していた様子がマスコミ等で取り上げられていたことは承知をしております。こうしたことがないように、先ほども申し上げましたが、まず簡易マニュアルの活用をし、できる限り多くの者がこの業務に携わることができるような体制整備を図らなければならないと考えております。

そうした中で、民間の方々の御協力につきましては、現在、笠松町では岐阜県の公共嘱託登記土地家屋調査士協会と災害時の応援協定を結んでおりますが、有事の際に公共施設等の被害状況の調査も実施をしていただくことになっております。しかしながら、特に技術者を多く抱える団体の応援によってこうした業務が迅速に進むことが想定されるため、今後、さらにこうした応援協定を拡充していくことが有効であると考えております。

2つ目に、豪雨対策についての御質問の中で、まず、家屋への浸水対策として道路形状や排水形状の見直しを図るべきではないかという御質問であります。

ゲリラ豪雨等による道路の冠水や家屋の浸水については、これは道路側溝や家屋からの雨水排水が短時間に流れ込むことで、幹線排水路の流下能力が一時的に不足をして受け入れることができなくなることが主な原因であります。

この対策として、道路や排水形状の見直しをすることは財政的にも物理的にも大変困難であ

ることから、雨水貯留によって幹線排水路へ流入する雨水の量を調整する対策を進めてまいりました。この境川流域地域である笠松と下羽栗においては、笠松中学校や笠松小学校及び下羽栗小学校の校庭の雨水貯留や岐阜工業高等学校の屋外運動場の雨水貯留、また羽島用水のボックス内の貯留化などで約4,000立方メートルの貯留施設が完成をしており、1,000平方メートルを超える開発を行うときには境川を管理する岐阜県と協議をし、貯留対策について県の同意を得るよう指導をしております。

また、逆川流域地域の松枝においては、1万平方メートルを超える大規模開発を行う際には調整地を設置することが義務づけられており、松波総合病院の新築時においては約900立方メートルの貯留施設を設置しております。また、現在円城寺地内においては、公共下水道雨水事業として、下羽栗雨水幹線の改良工事と2,400立方メートルの雨水貯留施設の築造を計画的に進めさせていただいております。この豪雨対策については、安全・安心なまちづくりにおいて大変重要な事業でありますので、着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、土木予算等を増額して、笠松町の土木研究会が全面的な応援体制ができるような環境づくりをしたらどうかという御質問であります。

この大規模災害時においては、民間事業者等の応援協力は必要不可欠であります。日ごろよりその体制の整備、充実が図られるよう、町としても協力をしていかなければならないと考えております。

笠松町の土木研究会を初めとした町内業者の保護・育成については、これは議員の御指摘のように、災害時の応援協力の強化や地元経済の活性化、そしてまた基盤整備の充実につながりますので、この土木予算の増額については町財政を勘案し、総合的に判断していく考えであります。また、その受注機会の確保についても、引き続き配慮をしていきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきますが、まず地震なんですけれども、先ほど申しましたように、今、防災月間ということもあり、テレビとかラジオ、新聞等でかなりマスメディアが防災に関するのニュースを流しております。その中で、昭和56年以前に建てられた家の耐震化、まず自分の身を守るのに家が壊れてしまうようでは身が守れないということから、昭和56年以前に建てられた家に対しては耐震化をなさいということで盛んに言われております。ところが、せんだってテレビで流れておりましたが、名古屋市の例をとって言われておったんですけれども、昭和56年以前に建てられた家が全体の約半分、48%あると。その中でも耐震化を進めたのが14.8%しかないというようなこと。いろいろ経済的なこともあるでしょう。やれないという方もいらっしゃるかもしれません。

今現在、笠松町では、耐震診断は無料化をしておるわけなんですけれども、昭和56年以前に建てられた家がどのくらいあって、その中で耐震診断を受けたのがどれだけあるか、また耐震工事を行われたのがどのくらいあるのかということについて、これは数字的なことですので、建設水道部長にちょっとその数字をお願いしたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） それではお答えします。

まず耐震診断を受けた件数ですが、昭和56年5月31日以前の一戸建て木造住宅の無料診断の関係ですが、165件です。それと昭和56年6月1日以降の関係で、耐震診断では無料ではありませんけど、3分の2が補助が出るという形で、これは6件。そして昭和56年5月31日以前で着工されたもので、名古屋共同住宅、木造住宅以外の建築物が1件でございます。合計172件ということになっております。

それと耐震補強のほうですが、耐震基準で評点が1.0以上のものに関しては24件です。評点が0.7以上のものが2件でございます。合わせて26件の耐震補強がされているということでございます。

そして、先ほどの昭和56年5月31日以前の建物ということでしたけど、その5月31日以前という形ではなくて、耐震化されていないという形ですと、私どものほうではわかりません。平成25年の住宅土地統計調査で、これは5年ごとに行われるんですけど、それでいくと2,230戸、笠松町の住宅総数が8,340戸ということで、この数字は平成25年に行われた数から計算されたものということでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） この数字を見ても、先ほど名古屋市の例を申し上げたんですけれども、14.8%ということで申し上げたんですが、それよりも低いわけですね。これだけマスコミが取り上げて言っておるにもかかわらず、意識が非常に低いんじゃないか。先ほど申しましたように、経済的な事情だとかいろんな事情があるかもしれませんけれども。ましてや30年以内に起きるだろうとあって、もう20年、30年もたっているかもしれませんけれども、そういつて言われているにもかかわらず、この地域ではそういった地震が起きていない。この地域以外のところで、先ほど20年の間に4回も起きているということを申し上げたんですが、そうしますと、本当に来るのかな、来ないんじゃないかなという危機意識が非常に薄まっているといいますが、危機意識がなくなってきているんじゃないかなという気がしてならないんです。

町としては、盛んに耐震診断だとか耐震補強、これに対して補助もします、無料化で診断もしますということでPRをされているんですね。それを受けないという方がかなりいらっしゃるということなんですけれども、この辺については、その町民の意識についてどのように思わ

れるんでしょう。町長さん、どのように思ってみえるか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 耐震診断にしても、耐震補強にしても、当然マスコミだけではなくて、私どもも直接自主防災会や町民の皆さんに、絶えず機会があるごとにいろいろお伝えをして、対応をお願いしているわけです。自助・共助・公助の中の一番原則がそれなんですということもお願いしながら対応をさせていただいておりますが、現実はそのような数字にはなっていないことも事実であります。

一人一人いろいろ聞けば、今言われたように経済的な問題、家庭的な問題、いろんな問題で判断をされないことが多いこともありますし、特に高齢者の方が多い地域においては耐震診断だけではなくて、家が潰れないような対応もいろんなことでお願いをしてみたりしました。家全体の耐震といえは300万円、400万円となることでありますが、例えば自分の部屋だけでも潰れないような耐震の方法も考えながら対応して、自分の命はまずそこで自分で守っていただきたいというお願いも、今、自主防災会等を通じてお願いをさせていただいております。

いろんなことがまだまだ数字としてあらわれてきていませんが、いつ何どき起こるかわからないこの地震に対しては、みんながそういう意識を持って、まず自助の対応ができる意識を持っていただくことを啓蒙することが我々の今の大きな責務ではないかと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 私もそのとおりで思っております。引き続き自主防災会等を通じてお願いをしていただきたいということを思いますし、それから、先ほど申しました名古屋の例のときに、耐震補強をするのに、町長さんがおっしゃったように、やっぱり300万円、500万円かかる例が多分にあったと。だから経済的にできない方には、今簡易的に、町長さんおっしゃったように、その部屋だけを守るという耐震補強もあるそうです。新しく開発されたそうです。いわゆる外づけで、はすかいみたいなものを1本つけるだけで、それでも耐震補強にもなるんだということ。これだと物すごく安くできる。10分の1以下でできるみたいなことを言ってみえたんですが、そんなこともあるということを紹介しながら家のリフォーム、全体のリフォームでたくさんのお金がかかるんじゃなくて、安くできるという方法もあるということもPRしていただきたいなということを、これはお願いをしておきます。

それから、最初に質問しました、いわゆる罹災証明の発行に関してですが、せんだって県の防災課に行っているいろいろ話を聞いてきました。8月に岐阜県として初めて担当者会議といいますか、研修会を開いたと。笠松町から3名の方が来ていただきましたということも聞いております。

そこで、私は重要なのが、熊本の例を申し上げたんですけれども、町長さんも答弁でおっし

やっているように、罹災証明が発行するまでにかかりおくれた。3カ月以上かかっている。通常は、内閣府が言うには、被災が起きてから大体1カ月くらいの間に調査・判定ができて、それから罹災証明を発行できるような準備に取りかかるということにしてくださいということが内閣府のこのマニュアル本の中に、そういうふう書いてあるんですね。

そこで、先ほど申しましたように、笠松町、今現在120名ほどの職員しかいないわけですが、その120名の職員でいろんな災害本部も設置しなきゃならない、それから避難所の開設もしなきゃならない、ボランティア支援センターも開設しなきゃならない、その他いろいろまだ業務があるわけですね。その中で調査・判定するのが、例えば税務課の職員が行くとか、それから住民課が罹災証明の手続をするとかということをおっしゃったんですけれども、どのくらいの体制といいますか、それは規模にもよりますけれども、私は最悪の事態を想定して、その専従班といいますか、そういったものも考えなきゃならないのではないかなということをおもうんですけれども。内閣府のこの本によりますと、調査・判定するのに大体1班2人で回って、1日40軒が限度だそうです、調査できるのが。そうしますと、仮に、今笠松町には8,300軒と言われましたね。そのうちの2,000軒が被害を受けたということになれば、1カ月かかるためには3班が必要になるんですね。3班ということは6人体制でやらなきゃならない。ほかのところの事例もここに書いてあるんですけれども、ほかのところでは大体200班ぐらい必要だというふうに言われておるんですね。全戸が被災したという仮定で今やっておるところもあるんですけれども、それだけの人数が確保できるかどうかですね。

まず、その体制というんですかね、災害が起きたときのマニュアルを町のほうでもつくっておられるということなんですけれども、どこにどれだけ人数を配置していくというのか。今、課の名前をおっしゃったんですけれども、課名までいいんですけれども、例えば災害本部には何人ぐらい要るのか、避難所には何人ぐらいの職員を配置するのか、それからこういった家屋の現地調査、応急判定というのにも必要なんですけれども、それに何人ぐらい必要になるのか、そういった人数の目安というのが持っていらっしゃるのかどうか、それをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） それでは、どういう体制を考えておるかというお話なんですけれども、地域防災計画での災害対策本部各部・各班分担任務表というのがございまして、それによりますと、それぞれの班がそれぞれの課で構成するというので、基本的にその分担任務をその課で構成するということになっております。先ほど、課の人数につきましては、ちょっと今それぞれに記載しておりませんので、現有の課の人数がそれぞれの人数ということになるんですけれども、総務班で総務課が災害対策本部や災害見舞金に関することや全体的な調整を行っていくということになります。あと、先ほど申し上げた税務課が今の被害調査、あるいはそれ

に関連する町税などの減免に関する部分に携わると。あと環境経済課が今の環境部門についてということになりますし、避難所関係につきましては、それぞれの施設を保有する課が担当するということになりますので、その職員がということになります。

若干触れられたボランティアなどにつきましては、町社会福祉協議会が当たるというような形で、人数につきましては現有人数をその任務に当たらせるということになるんですけども、それぞれ今のタイムスケジュールといいますか、時間ごとに、どうしても一時的にそこが忙しくなる部分とあきが出てくる部分がありますので、そのところは現状に合わせて応援を派遣するという形で。例えば先ほど、ちょうど一番被害認定調査が繁忙期になるだろうという時期には、今の話で、税務課は今10人なんですけれども、当然5班しか組めないということです。先ほど40軒とおっしゃったんですけども、もちろん区割りしていくわけなんですけども、基本的に今考えておりますのが簡易マニュアル化ということで、できる限りビジュアル的にわかるマニュアルを、要するに簡略化したものをつくって、1人が税務課の職員でもう1人が応援職員をつけて、40軒のところをできれば60軒ぐらいを目指して、今の被害想定でいくと半壊・全壊含めてですけど一応3,000軒ぐらいになります。それでいくと、とりあえず最小で6日間だと思わんですけども、これは物理的な問題とか、そのときの状況によって違いますので、倍の12日間かかるか、もっとかかるかもしれません。それはなかなか想定はしておるんですけども、想定しづらい部分がありますので、その都度対応をすべきなのだろうと現在のところは考えております。

[6 番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 今、課ごとで体制を組んでいくということの説明があったんですけども、それで県の防災課によりますと、被害を受けたところの市町村に対しては県も協力して、そういった応援隊を出しますということなんですけれども、県そのものもそんなにたくさんおるわけじゃない。

被害を受けなかった市町村にも声をかけて協力体制をつくりますということもおっしゃってみえたんです。そういったことは大変ありがたい話なんですけれども、しからば、このほかの自治体から来ていただいた方が、職員とか、こうした調査・判定をする基準といいますか、内閣府が出している基準を完全に把握した人が来てくれるのかどうかなんですね。ただ単について回ってあそこが壊れておる、ここが壊れておるだけの判定だけじゃなくて、やっぱり罹災証明を書くためには、それぞれの細かな基準があるはずなんですけれども、そういったことをやらなきゃいかんわけなんですけども、それは内閣府のほうから基準が出ているようで、そういったことを常日ごろからやっていく、判定基準を持っているということが必要だと言われております。それを私も県のほうに言ったんですけども、例えば笠松町の職員がその判定基準を勉強

して職員だけでやるというのは、非常に規模が小さいわけですので、これを岐阜県としてやっていただけんかという話もしてきたんですけども、ことしが初めて研修会をやったので、今後そういったことをやっていきますということも県のほうはおっしゃって見えました。幸いにして、笠松町は白川町と防災協定を結んでおりますね。この辺が被害を受けて、白川町も受けるかもしれませんが、受けないかもしれないですね。もし受けなかったときには白川町に応援協力を求める、これはできる話だと思うんですね。そういったことがお互いに行き合いをするということになれば、例えばその担当職員が判断基準を勉強しながら、お互いに勉強し合うということも必要ではないかなと思うんですが、そういった交流をしていけば、いざとなったときも体制がスムーズにとれるのではないかなという気がしますが、その辺については、町長さんどう考えてみえるかお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 罹災証明の体制というのは、今言われたように、自分のところだけでできる規模でなければ、当然応援体制を整えてやるのが大事だと思います。そしてまた、住民の皆さんにしてみれば、これが1カ月も2カ月も、熊本の状況を見ているとかなり精神的にも追い詰められてくる部分もありますので、罹災証明を正式にきちっと書いて証明するためには、大変これは膨大な資料の中で、専門的な知識できちっと最終的にはやる部分もあります。ところが、やはり即、2人1組でできるだけ早く体制をとるためには簡易マニュアルをきちっとして、いわゆる研修や講習を受けた職員が出かけて、はっきり対応ができるような簡易マニュアルをしっかり受けさせてやるのが一番早いんだと思います。それには全壊や大規模半壊や半壊や半壊以下という段階だけでもはっきりわかりますので、そういうことを判定しながら、1次判定をすることが大事だと思います。その1次判定で、納得がいかない皆さんに関しては、もう一度2次判定の請求があったときには、今度はそういう体制を整えている中で、いわゆる専門家がきちっと判定をし直すことではないかと思います。

ですから、できるだけ簡易マニュアルをきちっと習得した職員なり、いわゆる応援隊の皆さんができるだけ速やかに、そういう4段階の判定までしながら1次判定ができるような体制づくりというのは、これは絶対大事なことだと思います。幸い笠松町には白川町だけではなくて、滑川町という関東の町もありますから、そういう応援体制に対しては、個別にはお願いできると思います。ただ、広域的には県や国が入った中でその災害状況を見きわめながら、その地域に投入をする支援隊というのは決まってくる。そして、また社会福祉協議会が訓練でもやったように、広域ボランティアを整理していただいて、その中にそういう専門家も来ることもありますから、そういう仕分けもしながら全体的に対応をすることが大事だと思っております。

そういうことをしながら、少しでも住民の皆さんのお手元へ早く行くことがやっぱり第一だと思いますから、そういう体制づくりも考えていきたいとは思っています。

[6 番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 先ほど来から話をしておりますけれども、笠松町は120人という職員の数でありますから、被災者がふえればふえるほど、そういったところに手厚く人を配置しなければならない。そうしますと、こういったところに配置ができる職員の数が減らされてくるということでもありますから、他の自治体との協力も必要であるし、なおかつ他の団体ですね。県でもらってきた資料の中では、例えば京都府では建築士会、それから建築士事務所協会、こういったところと協定を結んでいるとか、千葉県の佐倉市もそういったところと協定を結んでいるということもあります。そして、静岡県とか三重県では土地家屋調査士会というところとも協定を結んでいるということもあります。新潟県とか山口県の下関市なんかでは、罹災証明の書類を提出する際に、被災者から役場に提出する際の書類を行政書士会に協力してもらって、要するに書き方の指導をしてもらったり、実際に書いてもらったりということもやっている。そういった、要は外部団体との協力関係もあるということなんですけれども、笠松町の中にこういった建築士会だとか、土地家屋調査士会だとか、それから行政書士会とかというものがあるかどうかわかりませんが、そういった方々にも、会はないにしても、そういった資格を持った方は笠松町の中にもいらっしゃるのではないかなということを思いますので、そういった方々にも協力を求めていくという必要は、私はあるのではないかなということを思います。

その辺についての、外部団体との協力を求めていくということについては、町長はどう考えますか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほどの答弁でもお答えしましたように、土地家屋調査士会とは私どもはそういう協定を結ばせていただいておりますが、当然、そのときにも申し上げたような、これからのいろんな協会や団体の皆さんともそういう協定を結ぶことを視野に入れて体制づくりをしたいと思っております。

大きな災害になれば、まず第一にやることは住民の皆さんの命を守ることでありますから、全職員がそちらに集中してやることは当然であります。そしてまた、そういうことが落ちついてきた中で、今度は第2段階で今の罹災証明というのは出てくると思います。いろんな災害時の救援活動にはそういう時間的な対応もありますので、限られた人数の中でそういうことをしながら応援協定も結んだり、あるいは県や、自衛隊や国との連携の中で体制がとってこられると思います。今言われたことも、対応できることは今から、そういう協定も含めた対応をして進めていきたいと思っております。

[6 番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君）　　そういうふうにいるんなところの方々に協力を求めていく、そういったことによって、町長さんがおっしゃるとおり、町民の安心・安全を築いていく。迅速にそれを進めていく、こういったことが必要ではないかな。そうすれば不安も解消されてくるんじゃないかなということを思います。

次に、豪雨災害なんですけれども、先ほど排水路、側溝だとかという部分が、流れ出したものが川へ落ちるときに、その川が増水していればそこに落ちなくなってしまう。したがって、また逆流するなり、そこであふれてしまうというケースがあるということで、笠松町としては貯留施設的なところを今までつくってきたという話もありますけれども、現実、例えば下羽栗小学校の校庭だとか、それから笠松中学校、そして岐阜工業高校の運動場に貯留施設ということで工事をやられたんですけれども、あれは本当に機能するのでしょうか。というのは、工事をやられてから10年以上たつんですかね。実際現場へ行ってみますと、水が引かないんです。水たまりがいつまでたっても引かないという状況があるので、本当に貯留施設として機能しているのかなということを思うんです。ましてや今宅地がどんどんふえてきて、水がたまっておった田んぼだとかというものがなくなってきて、水の行き場がなくなってきておることは間違いなくあるわけですね。今、町長さんがおっしゃったような施設が本当に100%稼働するのかなどうか、その辺が私は心配でならないんですけれども。その辺については、例えば今グラウンドのことを申し上げて、グラウンドの貯留施設は本当に稼働するのかなどうか、私はちょっと疑問なんですけれども。その辺について、部長でもいいんですけれども、稼働しているんですか。

○議長（岡田文雄君）　　那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君）　　今、下羽栗小学校、笠松中学校、岐阜工業高校とかいろいろありますけど、現実見て水がたまっているかどうかという確認はしたことはないです。当然そういう機能がするようにつくってあるということで、たまたまそこまで水がグラウンドにたくさんたまるという状況までは至っていないかもしれませんが、それがなければ当然その水が一気に水路に流れますので、もっと水路があふれるということになると思います。機能的には当然そのようにつくってありますので、機能は果たしておると理解しております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君）　　伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君）　　一度現場を見に行ってください、雨が降った日に。そうするとよくわかんと思いますので、なかなか水が引かないんです。下羽栗小学校へ行きますと、放射線状に跡がついているんです。ここに管が入っているよというのが一目瞭然でわかるような跡がついているんですけれども、水がなかなか引かない。雨水が引いていかないというのが現実です。

私、いつも岐阜工業高校の横を通っていますと、今、芝生を植えたんですけれども、本当にあそこのグラウンドはいつまでたっても水が引かないですね。ラグビーで使っていますので、

スパイクでどンドン土が掘れていってしまっって水漏れがしているのかもしれませんがけれども、本当にそう思いますので、一遍検証されたらどうでしょうか。そういうことを思いますので、一度見てください。

あとのほかの施設、例えば今、羽島用水の幹線でパイプを入れましたね。その脇が使えるということで、確かにそれは使えると思いますけれども。絶対量がふえればふえるほど、当然ながら下へ行ったときに、その下の排水するところの川なんか水位が高くなれば流れっこないわけですので、そういったことがあふれてしまうという可能性が高いと思います。

幸いにして笠松町は山がないわけですので、土砂崩れだとか土石流だとかということが起きないですから、そこでストップされるということはないんですけども、川が氾濫する可能性は非常に高いです。当然ながら、笠松町としては管理する国土交通省等にその要望は出されていると思いますけれども、木曾川も絶対氾濫しないという保証は全くないんですね。いつでしたかね、東笠松の上のところ、流れからいうと当たっていますので、あの辺が危ないんじゃないかなということをおっしゃられたときもありました。当時に比べて川底が下がっていますので、水が流れる量としてはふえているんじゃないかということをおっしゃるんですけども、それにしても今の雨の降り方、いろんなところで氾濫したり決壊したりしているところを見ていると、線状降水帯みたいな雲がどンドン同じところを流れていく。ですから長良川で決壊したときも郡上八幡に3日間で900ミリの雨が降って決壊をしたということなんですけども、そういったことも起きないとは言えない。ましてや今の状況から言うと、そういった可能性が高いといえますか、ピンポイントで降っていくということが予測される。

幸いにしてこの近くではそういったことがない、今まで余り起きていないから安心感があるかもしれませんがけれども。そういったこともないことを祈っているわけなんですけども、あつたときには、先ほどの家屋調査ではないんですけども、決壊したら笠松町のかなりの家屋が浸水したり、流されたり、昨年の常総市のように家が流されてしまうといった可能性があるわけですので、それに対して笠松町として取り得る対策としてはどう考えていらっしゃるのか。側溝整備だけじゃなくて、本流がそういうことになったときにはどう考えられるのか。国土交通省に対して堤防強化、当然ながらこれは要望されているとは思いますが、それについてのお考えをもう一度お聞きしたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いわゆる木曾川等の洪水に関する問題に関しては、これは国の直轄河川であり、当然国との協議の中でそういう堤防強化のお願い、そしてまた、我々が前から言っている新丸山ダムの早期の完成、これはやっぱり大きな影響を与えますから、そのことをいろいろお願いしていくことが今の状況だと思います。

ただ、今言われたように、ここの木曾川が決壊しないとは限りませんので、決壊を考えたと

きの避難の状況というのは、御承知のように広域避難の協定を結ばせていただいて、この地域全体の中で、じゃあ笠松のここが決壊したときには岐阜のどこ、各務原のどこという、お互いに協定の中で避難場所を確保することを申し合わせておりますから、そういうことも踏まえて体制づくりをきちっとしていきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） いずれにしましても、安心して安全なまち笠松というのを外に向かってPRしなければならないというふうに思いますし、また、そういったまちだというふうに私は思っておりますので、そういったことをうたい文句にして、より町民の方が安心して住んでいただけるようなまちづくりにいそしんでいただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田文雄君） 一般質問の途中ですが、2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時45分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 昼からの60分、頑張りますので、よろしく願いいたします。

議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

まず可燃ごみの収集運搬についてですが、私どもは6月20日、伊賀市の三重中央開発株式会社を視察しました。施設の見学と説明を聞きました。笠松町は可燃ごみの処理について、運搬については高島衛生工業株式会社と株式会社野々村商店によって三重中央開発株式会社に710車をお願いし、イー・ステージ株式会社、同じく処理施設もイー・ステージ株式会社ですが、そこへ180車。そして、その処理につきましては三重中央開発で4,300トン、イー・ステージで1,700トン。三重中央開発は三重県伊賀市にあります。そしてイー・ステージは長野県佐久市にあります。そして、その最終処分場としては、ツネイシカムテックス埼玉株式会社というところの埼玉県寄居町で行っている。そして可燃粗大ごみについては、運搬は株式会社野々村商店で株式会社ミダックという会社をお願いして、80車あるだろうと言われております。そして、そのミダックの場所は静岡県富士宮市で約350トンをお願いすると。そして、これらの最終処分場は埼玉県寄居町で行うというふうにお聞きをしております。

岐南町と笠松町は、同じ方法で処理とのことで、私は、三重中央開発の都合で羽島市は全量投入をするけれども、笠松町と岐南町は分散処理になったと思っていましたが、三重中央開発

の説明では、十分受け入れる体制はあるとのことでした。なぜこのような体制をとられたのかお尋ねします。

次に、三重中央開発では、最終処分までお任せできる施設のようでしたが、最終処分までの経費がトン当たり3万円をお願いできることになるのかお尋ねします。これは、多分消費税別の3万円ではないかと思いますが、その点もあわせてお尋ねしておきたいと思います。

そして、羽島市は2万7,000円で全量をお願いしているということをお聞きしました。三重中央開発には高島衛生工業と野々村商店で710車、約4,300トンを運ぶ予定ですが、1車当たりの運搬料、イー・ステージ、ミダックについても1車当たりの運搬料は幾らに積算されているのか、それぞれの年間総額とあわせてお尋ねします。

次に、羽島市での焼却施設の土地については、ほぼ決まってきたというふうには聞いておりますけれども、現在の進捗状況と、今後どのような計画で、実際に使えるまでに何年くらいかかるのかお尋ねをいたします。

次に、国民健康保険についてお尋ねします。

県単位化の進捗状況についてですが、国民健康保険制度は、1961年、昭和36年に国民全員が何らかの医療保険に加入することを義務化したため、他の医療保険に入れない人たちが加入する医療保険制度です。加入者は低所得者や無職者、退職者、そして農業、個人経営の方などが入られる保険制度になっていると思います。

そうした制度だけに、保険料だけで運営することが不可能なことから、国保収入の70%を国庫負担でスタートしました。この国庫負担を1984年、昭和59年を境に負担割合が引き下げられ、現在では国庫負担は23%程度で、県からの支援金を合わせても30%です。私は、国庫負担割合の引き上げが何よりも今求められると思っていますし、国保の会計の矛盾は、このことがない限り解決はしないと思っていますところですが、町として、国保財政の健全化を図るには、国保税を引き上げざるを得ないという状況ではないでしょうか。減らされた国庫負担の穴埋めのために、町の一般会計から法定外繰り入れも行われています。

私どもは、国民健康保険の都道府県単位化で保険料が高くなる可能性が強く、何よりも住民に寄り添い、暮らし・命を守る事業からは遠くなるという点で反対ですが、2018年度から県に国保特別会計ができ、県は納付金という名称で県内の1年間の医療給付費から国からの交付金等を引いた必要保険料を被保険者数、医療費実績、所得水準で案分し、市町村に割り振り、100%の納入を義務づけるようです。

そこで、2018年に向かつての進捗状況をお尋ねします。

1つ目は、平成30年、2018年施行までの流れはどのようになるのかお尋ねします。

2つ目に、市町村は県から求める給付額に基づいて保険料率を定め、加入者から徴収し、上納することになるようですが、保険税の算定についてはどのように考えていらっしゃるのかお

尋ねします。

3つ目に、平成27年度の決算では、調定額に対して収入済額の割合は73.2%です。そして、調定額については、必要とされる医療費などを見込み、予算現額の104.5%で徴収されています。この現状からも、100%納付について、どのように進めようとされているのか、お尋ねします。

4つ目に、国保運営協議会などはどのようになるのか、自治体の意見はどのように反映される仕組みになるのかお尋ねします。

次に、国民健康保険税の引き下げについてです。

保険税の引き下げについてですが、先日の国保運営協議会で、平成27年度の決算状況が示されました。繰越金が1億3,575万664円、基金は2億9,507万7,540円です。健全運営ですが、基金を被保険者、被保険者は、平成27年度は5,927人として計算をしますと、1人当たり4万9,785円の基金になります。また、繰越金についても1人当たり2万2,904円になります。国民健康保険は1会計年度単位で行うということからも、1人1万円以上の引き下げは可能ではないでしょうか。ぜひ検討をしていただきたいと考えお尋ねします。

次に、滞納者の現状と対応についてです。

収納率を上げるための取り組みは大変だと思いますが、被保険者の暮らしの状況や家族状況などを把握する機会でもあると考えます。命を守る仕事の一端だと位置づけて進めていただきたいと思います。滞納者の多くは持病を持ち、定期的に医者にかからなければならなかったりして、やむにやまれず納められないことから、窓口へ恐る恐る来て事情を話し、聞いてもらい、短期保険証を発行していただき、ほっとした顔で帰られていきます。滞納者への対応についての体制と方針はどのようになっていますか。また平成27年度について、滞納者数と短期資格証明書の発行数はどのようであったのかお尋ねします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問の中で、まず可燃ごみの運搬事業についての御質問であります。

その第1点の、可燃ごみをなぜ分散しておさめているのかという御質問であります。ごみの処理というのは当然自治体の責務のもとで行われる事務であり、その適正処理の継続的かつ安定的な実施が極めて重要な事項であります。そのために、今回の組合施設の稼働停止後に民間処理施設による方式を検討した結果、一番距離が近くて、しかも業界大手の伊賀市の三重中央開発を候補として進めてまいりました。

ごみを他の市町村へ持ち込む場合は、御承知のように、所在地の市町村の許可が必要なため

に、事前に全量持ち込みについて伊賀市に打診をしたところ、伊賀市において設置をされておる審議会から、その持ち込み量の抑制についての御指導もいただきました。

また、次に経路について検討した結果、三重中央開発には東名阪自動車道と名阪国道を利用しなければならず、どちらも渋滞の発生や、あるいは事故での道路封鎖というのが時々見られ、かつ迂回路も少なく、毎日の確実な運搬に使用する道路としては脆弱なところもあります。そのため、次に距離的に運搬可能な施設として佐久市のイー・ステージや富士宮市のミダックについて検討をいたしました。この施設が所在する佐久市や、あるいは富士宮市の両市からは、持ち込み量の抑制については特に指導はありませんでした。そして次に、経路については、今度はイー・ステージにおいては渋滞の影響が比較的少ない中央自動車道を使用したり、あるいはミダックには第二東名が豊田市で接続したことによって高速道路が2本並行している万全な道路ともなっております。

このようなことを踏まえて、三重中央開発のほかイー・ステージとミダックの3施設の体制とさせていただきます。渋滞を初め、地震や、あるいは風水害といった災害などさまざまなケースに対しても絶対に滞ることがないようにするためには、最終処分場を含めて複数の搬入先を確保することが危機管理上重要なことであると判断をして、あえて分散をさせたものでもあります。

次に、処理費には最終処分まで含まれているかという御質問であります。この処理費用につきましては、処理するための人員や、あるいは施設の減価償却費や、そして施設の維持管理の費用が積み上げられて計上されております。なお、最終処分場での処分費もその中に含まれております。

そして、今度は三重中央開発に運ぶ1車当たりの運搬費や、イー・ステージやミダックに運ぶ運搬料や処分費用についてはどうなのかという御質問であります。運搬におきましては、処理先の三重中央開発には、御質問の中にあつたとおり、高島衛生工業と野々村商店において大型コンテナ車を使用して710車分の運搬を、そしてまたイー・ステージには連結した大型コンテナ車を使用し、自社において180車分の運搬を、またミダックには野々村商店において大型コンテナ車を使用して80車の運搬する想定をして積算をさせていただいております。この費用につきましては、運転手の確保及び大型車やコンテナ車の設備が必要なわけでありまして、

生ごみの量は、時期によって大きく変動するものであって、確実で安定的な運搬を行うためには、これは最大量の時にも対応できるように整えておく必要があります。しかし、逆に言えば、平常時には過剰能力となってしまいます。そのためにゴールデンウィークや、あるいはお盆、年末年始などのいわゆる臨時運搬について、今度は両社に打診をさせていただいたところ、三重中央開発からは臨時便は困難であるという返事や、あるいはイー・ステージからは臨時便の増発も含めて可能であるという回答を得ました。

佐久市までの距離があることについては、先日積みかえ施設でございました2台連結車の使用によってコンテナ2つを1台で運ぶため、1台当たりの単価を下げる提案をいただいたものでありますから、その結果、処理と運搬料金を合わせて総合的に見てみますと、1トン当たりでは三重中央開発もイー・ステージも、両社とも4万5,000円前後となっております。

三重中央開発への運搬費及び処理費というのは、年間総額で約1億9,400万円、イー・ステージには年間総額で約7,700万円、ミダックには年間総額で約1,600万円と想定をしております。なお、このイー・ステージの2台連結車を平日にも導入することによって、初期投資としての予備の運転手や車両、そしてまたコンテナなどを毎日必要最小限の数に抑えることができてまいりました。

このようなことを踏まえて、リスク分散を初め安定的な事業の実施及び経済性についても確保し、この4月から業務を始めたところであります。

次に、羽島市の焼却施設についての進捗状況と稼働までの見通しについての御質問であります。まず初めに進捗状況であります。この6月30日の岐阜羽島衛生施設組合の管理者の記者発表について、議員の皆さんにファクスでお知らせをしたところであります。次期ごみ処理施設の新たな建設用地を羽島市福寿町平方地内における羽島市平方第2土地区画整理事業の保留地に決定がされました。その後、岐阜羽島衛生施設組合において、羽島市福寿町平方地区の住民の皆さんを対象に、今度はごみ処理施設の必要性や、あるいは安定性について一層の御理解をいただくために、8月16日に名古屋市の鳴海工場と、8月23日にあま市の五条川工場の施設見学を開催いたしました。

次に、稼働までの見通しであります。この次期ごみ処理施設の規模や処理方法を定める基本計画を、まず平成29年度までに策定をし、平成30年度から平成32年度で環境影響評価を行って、次に平成33年度に羽島市の都市計画変更及び用地取得をして、平成34年度から平成35年度で基本及び詳細設計を行って、平成36年度から平成39年度まで次期ごみ処理施設の建設工事を行って、平成40年度から稼働をする見通しであります。今後も組合と協力をしながら、一日でも早い次期ごみ処理施設の稼働に向け努力をしていくところであります。

次に、国民健康保険についての御質問の中で、2018年までのスケジュールなどの進捗状況はどのようなものかという御質問であります。

この平成27年7月に、県に岐阜県国民健康保険改革対策検討会が設置をされて、また、ことしの5月には、この改革対策検討会に財政運営保険料部会と市町村事務効率化部会という2つの作業部会が設置をされ、平成30年度に向けた検討が進められてきており、納付金の算定等に当たっては、ことしの4月に国から示されたガイドラインに基づき検討が進められておるところであります。

県単位化に向けてのスケジュールであります。これは納付金及び市町村標準保険料率を算

定するためのシステムの簡易版が、この10月に国から県に配付をされる予定であります。このシステムを使用した平成29年度の試算が行われる予定となっておりますが、現在のところ、第1回目の試算結果が出る時期については、早くとも平成29年1月に入ってからになると見込まれております。この試算結果をもとに、各種算定条件の詳細について改革対策検討会で検討を重ねていく予定になっております。最終的には、平成29年10月以降に県において本算定が行われて、これによって平成30年度の納付金の額及び市町村標準保険料率が決定をされますので、それを受けて平成29年度中に当町の税率を決定するということとなります。

次に、保険税の算定方式についての御質問であります。

現在のところ、県が示す市町村標準保険料率の算定方式については、2方式または3方式が予定をされておりますが、この標準保険料率は、いわゆる納付金を含めた各市町村の国保運営に係る費用について、県内統一の考え方によって算定・公表をされます。これは町の税率を決定する際に参考とするものであり、必ずしもこの税率を採用しなければならないというものではありません。現状では納付金等の額がわからないために、まだ検討を進めることはできていませんが、今後、納付金等の試算結果が出た段階で、速やかに算定方式を含めた税率の検討を進める予定であります。

次に、納付金の100%納付についてどのように考えるかという御質問であります。この納付金を100%納めることについては、国保制度改革後の財政運営の基本となるものであり、当然納付が必要と考えております。この納付金については、先ほど申し上げた市町村標準保険料率とあわせて示される予定であり、これらの算定過程において、いわゆる収納率が加味されるものであります。現時点では、各市町村の現年度課税分の直近3カ年平均の収納率を算定に使用する方向で検討が進められる予定でありますから、今後、この収納率が大きく変動した場合を除いて、納付金の100%納付というのは困難となる可能性は少ないと考えております。

次に、国保運営協議会はどのようになるのかということと、自治体の意見はどのように反映されるのかという御質問であります。

町の税率は町で決定することや、あるいは保健事業等は引き続き町が行うことになっておりますので、町の国保運営協議会は平成30年度以降も存続をすることになります。一方で、県にも国保運営協議会が設置されることとなり、県全体の国保運営について協議をする場となっております。県の国保運営協議会については、これは現在設置に向けて県が準備を進めているところでありますし、また、意見を反映する仕組みについては、県は国保運営に当たり、国保運営方針を定めることとされておいて、この運営方針の策定に当たっては、これは改革対策検討会の開催や、また県内全ての市町村に意見を求められることが定められておりますから、これらの機会を活用して発言をしていくこととなります。

いずれにいたしましても、平成30年度に向け、県及び県内市町村と調整を図りながら、私ど

もも万全の体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、国保税の引き下げについての御質問であります。国民健康保険基金については平成22年度末には残高が3万2,929円となって危機的な状況となりましたが、その後の段階的な税率の引き上げ等によって、現在では御指摘の金額を保有する状況に至っております。このような状況を踏まえまして、平成27年度には、以前からの懸案事項でありました資産税率について10%の引き下げを行ったところであります。

今回の議会に、平成27年度の決算認定についての議案を提出させていただいているところでありますが、国民健康保険特別会計の単年度の収支としては7,200万円ほどの赤字となっております。前年度の繰越金で賄えたことによって、基金を取り崩して補填をするという状況ではありませんでしたが、この結果、平成28年度への繰越額については大幅に減少をしております。

また、1つ目の質問にもありましたとおり、平成30年度からは国保が都道府県化されることに伴って税率の変更が見込まれております。議員御指摘のように、基金を活用して保険税を引き下げるという方法もあろうかと思いますが、平成30年度の税率に変更が見込まれる現状を考えてみますと、短い期間に保険税率が大きく変動するという状況は被保険者の皆さんにとっても好ましくないものであり、税額を激変させないことも大事なことでと考えております。

国保制度の大きな変革の時期を控えて、安定的な国保事業の運営を図るためには、現時点で基金を活用して税率を下げるのではなくて、平成30年度以降の財政運営を見据えた上で、税率、また基金のあり方を総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、滞納者への対応についての体制と方針についての御質問であります。

滞納者の方への対応につきましては、国保の担当窓口のほか、町税等の収納を総括的に行っております税務課の収納管理担当と連携をして業務を行っております。国保税は、言うまでもなく国保を運営していくに当たって非常に重要な財源であり、また被保険者間の公平性を確保する上でも収納対策は重要であると考えております。しかしながら、個々の状況において納付が難しい場合もあることは承知をいたしております。そういった方への対応については納付相談により状況に応じた対応を行って、必要に応じて短期保険証等の発行を行っております。具体的には、未納期間等に応じて段階的な短期保険証の交付を行っているほか、納付がなく、納付相談にも応じていただけない場合については資格者証の交付を行っておるわけでありまして。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） それでは、平成27年度について、滞納者数と短期資格証明書の発行数はどのようなかという御質問にお答えいたします。

平成27年度の滞納者数につきましては、現年度分が439人、滞納繰越分が503人です。

短期保険証、資格者証の交付状況につきましては、平成28年4月1日現在の状況ですが、短期保険証190世帯405人、資格者証71世帯108人です。

なお、資格者証交付世帯に18歳未満の子供が含まれている場合は、子供については短期保険証を交付しております。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

それでは、ごみの問題からお願いしたいと思います。

まず、この運搬の方法についてですが、岐南町とはどのような話し合いをされて決まったのでしょうか。そこをまずお尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えさせていただきます。

先ほど答弁の中で、町長より状況については御報告をさせていただいたところでございますが、その大前提となりますのは、事業の円滑な実施、滞りなく事業が行われるようにということの考えのもとにリスクの分散ということで2つの搬入先へ持っていくというような、双方の見解が一致しまして、こういった形で事業を実施しておるものでございます。

なお、運送の方法というか、搬入等につきましては、搬入したときに重量等をはかりながら、双方を案分で負担をする手法により、現在4月から運営を始めているといった状況でございます。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 先ほどの説明の中で、運搬についての年間の経費ですが、三重中央開発に運ぶに当たっては1億9,400万円、それからイー・ステージのほうは7,700万円。これは運ぶための経費として考えていいですか。処理費はまた別ということでもいいですか。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） 先ほど御答弁させていただきました金額につきましては、おおむね運送方法、連結のコンテナとかいろいろあって単価等は違いますけれども、1トン当たりに置きかえますと、先ほど町長より御答弁申し上げたように、約4万5,000円前後というような金額になっております。その単価にそれぞれ搬入量を乗じまして求めた金額として御答弁をさせていただいた金額でございますので、処理料・運搬料込みの金額となっております。運送料と処分料と合わせた金額でございます。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 処理経費は、三重中央開発はトン当たり3万円というふうに聞いておりますが、そのように説明されたと思うんです。それがプラス消費税ということになりますか。

例えば羽島市のほうを聞いてみますと2万7,000円に消費税で処理をお願いしていることですので。だから、処理費も運搬費も合わせてトン当たり4万5,000円ぐらいで処理ができるよと。

そこで、イー・ステージのほうも最終処分までやっていただけたところでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをいたします。

三重中央開発株式会社さんのトン当たり3万円というのは、税抜きの価格でございます。あとイー・ステージさんのほうは単価が3万3,000円という金額で、こちらのほうも処理料も含まれての金額で税抜きとなっております。

ただ、トン当たり4万5,000円になるのは、運送の手法の中で連結のコンテナ等を使うことによって、その分トン当たりの単価が割安になっておりまして、両社を比較いたしますと処理料・運搬料合わせて4万5,000円前後になるというようなお答えをさせていただいたものでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私が、まず最初に疑問に思ったことは、三重中央開発株式会社に行つて、ここで最終処分までできるんじゃないか、そうしたらここに一つをお願いしてしまえばいいと。ただ道路事情のことはまた大変なことですけれど、それは羽島市だって同じことではないかと思うと、やはり割高の経費に分けることになる。そして、これから約12年ぐらいかかるようですね、羽島市で実際に事業をやるためには。だから、今後ずっとこのままこの新しい焼却場ができるまで、この契約のまま済ませていかれるのか、ある程度様子を見ながら考えるということはないのか、その点をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これは、先ほど部長も答弁しましたし、私も1回目の御質問の中で答弁させていただいたように、1トン当たりの単価というのは大体4万5,000円でほとんど一緒なんです。向こうもこちらも。それと大局的に私が申し上げたのは、分散した理由の基本的なもの一つに、やはり危機管理もあるだろうということなんです。言われている東南海・南海トラフの大地震があったときには、ここから西というのは、より大きな災害も考えられることもあります。かといって、今いろいろ言われている東京の首都直下型地震もあるかもしれません。けど、いろんな要素も含みながら、私どもは分散することが危機管理上大きな意味を持つこともあるので。たまたま1トン当たりの単価というのは4万5,000円でほとんど変わらない。距離は遠いんですが、今言った連結することによって単価が下がるということも努力をしながら今やっておりますので、そういうことを総合的に勘案した中で、分散体制というのは私は必

要であると今も思っております。当然、大規模な災害の場合は、我々がそういう分散していることだけではなくて、これは国が一つの方針として対応することもあると思いますが、今、大規模じゃなくてもそういう災害があったときの対応ができる危機管理体制というのは、僕は岐南町も我々も、とった対応というのは決して間違っていないと思っております。

そういうことも、またこれからもいろんな状況が変わってまいりますから、いろんなことも加味をしながら、今の基本的な考え方のもとに体制づくりをしていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私、もともと3月の予算議会に出ていなかった点もありますけれども、この話を聞いたときにどうしてかなという意味もありますが、確かに大災害の問題は否定することではないし、そういう考え方もあるということですけど。要は、この苦しい笠松町の財政の中で、経費をどっちが安くなるのかなとか、そういうふうにも思いまして、一応聞くだけのことは聞いておかないと住民の皆さんにも説明ができないと思うし、納得していただけるかどうかわかりませんが、経費全体については、また決算やいろいろ含めて見ていきたいと思えますし、また提言する機会もあるかもしれませんが、とりあえず、よくわかりました、そういう問題だということは。けれども、住民の血税を使って行うということでは、少しでも安いほうがありがたいかなと思ったりもしますので、また経費の問題や住民の声が出てきたときには、またそのとき追求する可能性もあるかと思いますが、よろしくお願いします。

次に、国民健康保険税のほうですが、本当に笠松町の滞納の額でいきますと74.何%の収納率になるんですね。事実、苦しい人やなかなか納められない、命の問題ですので、本来一番に、借家を借りているような場合は、家賃の次にはこうした保険料というのが大事な命を守るものではないかと思えますけれども。その状況がわかっているけどもできない住民の人たちの苦しみや生活状況を思いますときに、こうしたことを伝え、そして一緒にやってもらえる笠松町の身近なところで皆さんの声を届けていける、それが本当に国民健康保険税のいいところであったと思います。苦しい運営であっても、決して県へ行ったら県の運営が楽になるなどとは思いませんので、そういうふうにするわけですが、実際には着々とそのように進められるわけです。ただ、国保運営協議会で料率も決まることですし、基金はそのまま笠松町に残るということでお聞きしましたので、住民のために運営してもらえるように、また見詰めていきます。

と同時に、県のほうも私たちが100%笠松町の割り当て分を納めた場合、運営上で残って行く場合もあるでしょうけれど、多分県は県で基金をつくって、備えていくのかなとも思ったりするんですが、そのあたりは何かわかることはありませんか。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

県のほうには、平成30年度から財政安定基金というものが新しくできますので、そちらのほうで基金のほうが維持されていくということになっております。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） そこでぜひ要求をしていってほしいんですが、そうした安定基金をつくれるようなら、その中で1年間運営して、県下の皆さんでの結果として余れば、それは県民の保険料が安くなるよう望んでいくような体制にならないでしょうかと思いますが、どういう国保運営協議会ができるかも、まだ見通しが無いもんですね。だからまだわからないですけど、そういうことを思いますし、この基金もこれまでに加入した皆さんの中から、もちろん町の運営の努力のたまもので基金ができていますので、本当に一回5円になったときがあるんですね、1人当たり。そこからここまでになったということはよく承知しておりますけれども、でもため過ぎは町民に返してほしいと思っております。またそんな目で見詰めておきますが、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） これをもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。どうも御苦労さまでした。

延会 午後3時37分

